

令和6年度 電気保安統計

令和8年3月

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE)

＜令和 6 年度電気保安統計目次＞

I. 電気保安統計とは	1
II. 用語の解説	1
III. 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者	3
○各種集計表（令和 6 年度）	
第 1 表：電気事故件数総括表	5
第 2 表：水力発電所（水力設備） 事故被害数表	6
第 3 表：水力発電所（電気設備） 事故被害数表	7
第 4 表（1）：火力発電所（汽力設備） 事故被害数表	8
第 4 表（2）：火力発電所（ガスタービン設備） 事故被害数表	9
第 4 表（3）：火力発電所（内燃力設備） 事故被害数表	10
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表 [原動力種別：汽力]	11
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表 [原動力種別：ガスタービン]	12
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表 [原動力種別：内燃力]	13
第 5 表：火力発電所（電気設備） 事故被害数表 [原動力種別：組合せ]	14
第 6 表：太陽電池発電所 事故被害数表	15
第 7 表：風力発電所 事故被害数表	16
第 8 表：蓄電所 事故被害数表	17
第 9 表：変電所 事故被害数表	18
第 10 表：送電線路及び特別高圧配電線路事故件数表	19
第 11 表：高圧配電線路事故件数表	20
第 12 表（1）：電気火災事故及び感電死傷事故件数表	21
第 12 表（2）：電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数表	22
第 13 表：事故発生箇所別供給支障事故件数表	23
○過年度比較（平成 27 年度～令和 6 年度）	
推移第 1 表：電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の 電気事故件数の推移（設備別）	24
推移第 2 表：電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の 電気事故件数の推移（事故種別）	25
推移第 3 表：電気供給支障事故の推移	26
推移第 4 表：電力設備別破損事故の推移	27
第 1 図：電気供給支障事故の推移	28
第 2-1 図：電力設備別事故率の推移（水力発電所）	29
第 2-2 図：電力設備別事故率の推移（火力発電所）	30
第 2-3 図：電力設備別事故率の推移（太陽電池発電所）	31
第 2-4 図：電力設備別事故率の推移（風力発電所）	32
第 2-5 図：電力設備別事故率の推移（変電所）	33
第 2-6 図：電力設備別事故率の推移（送電線路及び特別高圧配電線路）	34
第 2-7 図：電力設備別事故率の推移（高圧配電線路）	35
第 3 図：電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数の推移	36

IV. 自家用電気工作物を設置する者	37
○各種集計表（令和6年度）	
第1表：自家用電気工作物詳報対象事故件数総括表	39
第2表（1）：感電死傷事故件数表	40
第2表（2）：感電以外の死傷事故件数表	41
第3表：電気火災事故件数表	42
第4表：電気工作物の破損等による物損事故件数表	43
第5表（1）：水力発電所（水力設備）の事故被害件数表	44
第5表（2）：水力発電所（電気設備）の事故被害件数表	45
第6表（1）：火力発電所（汽力設備）の事故被害件数表	46
第6表（2）：火力発電所（ガスタービン設備）の事故被害件数表	48
第6表（3）：火力発電所（内燃力設備）の事故被害件数表	49
第6表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：汽力〕	50
第6表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：ガスタービン〕	51
第6表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：内燃力〕	52
第6表（4）：火力発電所（電気設備）の事故被害件数表〔原動力種別：組合せ〕	53
第7表：燃料電池発電所の事故被害件数表	54
第8表：太陽電池発電所の事故被害件数表	55
第9表：風力発電所の事故被害件数表	56
第10表：蓄電所の事故被害件数表	57
第11表：変電所の事故被害件数表	58
第12表：送電線路の事故被害件数表	59
第13表：需要設備（高圧）の事故被害件数表	60
第14表：需要設備における波及事故件数表（被害箇所、地絡・短絡の要因、波及要因）	61
○過年度比較（平成27年度～令和6年度）	
推移第1表：自家用電気工作物を設置する者の電気事故件数の推移（設備別）	62
推移第2表：自家用電気工作物を設置する者の電気事故件数の推移（事故種別）	63
推移第3表：自家用電気工作物を設置する者の発電設備別破損事故の推移	64
第1図：太陽電池発電所における死傷、電気火災、電気工作物の破損等による物損、 社会的影響事故件数の推移	65
第2図：風力発電所における死傷、電気火災、電気工作物の破損等による物損、 社会的影響事故件数の推移	66
第3図：電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数の推移	67
V. 小規模事業用電気工作物を設置する者	68
第1表：電気事故件数総括表	69
第2表（1）：感電死傷事故件数表	70
第2表（2）：感電以外の死傷事故件数表	70
第3表：電気火災事故件数表	71
第4表：電気工作物の破損等による物損事故件数表	71
第5表：太陽電池発電設備の事故被害件数表	72
第6表：風力発電設備の事故被害件数表	73

I. 電気保安統計とは

電気保安統計は、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 2 条（定期報告）の表第 4 号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成 24 年経済産業省令第 71 号）第 2 条（定期報告）に基づき電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者から経済産業大臣に提出された電気保安年報、電気関係報告規則第 3 条（事故報告）第 1 項に基づき自家用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書及び電気関係報告規則第 3 条の 2（事故報告）第 1 項に基づき小規模事業用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書を集計したものです。

本統計では、発電、蓄電、変電、送電、配電又は電気の使用等のために設置する機械、器具、電線路といった電気工作物に関連して発生した事故について、設備や事故の種類などといった観点から集計を行い、電気保安統計として公表しています。

本統計を電気保安のご参考としてお役立ていただければ幸いです。

【注意事項】詳細な調査をしていたため報告期限後に報告対象と判明した場合など、電気事故報告書の追加等で今後件数の変動の可能性があります。

II. 用語の解説

- (1) 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者¹： 一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電等用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が 200 万 kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10 万 kW）を超える者に限る。）をいう。
- (2) 自家用電気工作物を設置する者²： 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。具体的には、600 ボルトを超える電圧で受電する電気設備や、電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業の用に供さない一定出力以上の発電設備を設置する者をいう。なお、本統計においては (3) の小規模事業用電気工作物を除いて集計している。
- (3) 小規模事業用電気工作物を設置する者： 電気事業法第 38 条第 3 項に規定されている小規模事業用電気工作物を設置する者をいう。具体的には、低圧で受電する出力 10 kW 以上 50 kW 未満の太陽電池発電設備及び出力 20 kW 未満の風力発電設備を設置する者をいう。
- (4) 電気火災事故： 発電機、電線路、変圧器、配線等に漏電、短絡、せん絡等の電氣的異常状態が発生し、それによる発熱、発火が原因で、建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く。）、山林等に火災が発生した事故（工作物にあっては、その半焼以上の場合に限る。）をいう。
- (5) 感電死傷事故： 充電している電気工作物や、当該箇所からの漏電又は誘導によって充電された工作物等に体が触れたり、あるいは電気工作物に接近してせん絡を起こしたりすることで、体内に電流が流れ、又はアークが発生し、直接それが原因で死傷（アークによる火傷等も含む。）した事故又は電撃のショックで心臓麻痺を起こしたり、体の自由を失って高所から墜落したりすることなどにより死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）をいう。

¹ 平成 29 年度電気保安統計までは「事業用電気工作物設置者」、令和 2 年度及び令和 3 年度電気保安統計では「電気事業法第 38 条第 3 項各号に掲げる事業を営む者」と表記しておりました。

² 平成 29 年度電気保安統計までは、「自家用電気工作物設置者」と表記しておりました。

- (6) 主要電気工作物の破損事故： 主要電気工作物を構成する設備の破損事故（部品の交換等により当該設備の機能を従前の状態までに容易に復旧する見込みのある場合を除く。）をいう。ここで破損事故とは、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなる事又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止した事故をいう。
- (7) 供給支障事故： 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の使用（当該電気工作物を管理する者を除く。）に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限する事故をいう。ただし、電路が自動的に再閉路され電気が再び供給された場合を除く。
- (8) 発電支障事故： 発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなる事故をいう。
- (9) 放電支障事故： 蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなる事故をいう。
- (10) 波及事故： 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者に供給支障を発生させた事故をいう。ただし、一般送配電事業又は配電事業の用に供する配電線路等が自動的に再閉路に成功した場合を除く。
- (11) 電気事業法第 106 条に基づくその他の事故報告： 電気関係報告規則第 3 条第 1 項に掲げる事故以外に経済産業大臣又は産業保安監督部長により電気事業法第 106 条の規定に基づき報告を求められた事故をいう。
- (12) 重大事故： 人命や公衆に多大な被害が生じた事故であって、以下の要件に該当する事故をいう。
- ①死者 1 名以上のもの
 - ②重傷者 2 名以上のもの
 - ③重傷者 1 名以上かつ負傷者 3 名以上のもの
 - ④負傷者 6 名以上のもの
 - ⑤爆発・火災等により多大な物的被害が生じたもの
- (13) 旧電気事業者： 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の施行前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者をいう。具体的には、旧電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者（以下「旧一般電気事業者」という。）、第 4 号に規定する卸電気事業者（以下「旧卸電気事業者」という。）、第 6 号に規定する特定電気事業者及び第 8 号に規定する特定規模電気事業者をいう。

Ⅲ. 電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者

ここでは、電気関係報告規則第 2 条（定期報告）の表第 4 号に基づき、令和 7 年 3 月時点の事故件数として電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者から提出された電気保安年報を各表に沿って集計表としてまとめています。

また、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行に伴い、事業者の定義に変更が生じています。過年度比較については、平成 27 年度までのデータとの比較ができるよう、電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者の中から、旧電気事業者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者に該当する者のデータを使って比較を行っています。

なお、周波数、電圧及び停電の実績については、電力広域的運営推進機関が公表している「電気の質に関する報告書」³の記載を参照ください。

1. 集計表の概要

- (1) 第 1 表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備において発生した事故について、供給支障の有無と事故の種類別にまとめたものです。
- (2) 第 2 表から第 11 表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備において発生した事故について、被害箇所を事故の原因別にまとめたものです。
- (3) 第 12 表 (1) 及び第 12 表 (2) は、電気火災事故、感電死傷事故、電気工作物の破損等による死傷・物損事故について、事故発生箇所ごとに事故の原因別にまとめたものです。また、死傷事故については死傷者の属性別にまとめています。
- (4) 第 13 表は、供給支障事故について、事故発生箇所ごとに供給支障の規模別にまとめています。

2. 過年度比較の概要

(1) 全体概況

令和 6 年度の電気事故件数は 15,054 件（第 1 表）です。事故発生箇所でもっとも多いのは「高圧配電線路（架空）」（13,927 件）で、全体の約 92.5%を占めています。以下、「送電線路及び特別高圧配電線路（架空）」（393 件）、「他社事故波及（被害なし）」（360 件）、「高圧配電線路（地中）」（196 件）、「変電所」（71 件）と続きます。

(2) 電気の供給支障事故

令和 6 年度の供給支障事故件数は 14,905 件（第 1 表）であり、前年度の事故件数 15,156 件に比べ 251 件減少しました。供給支障事故件数 14,905 件のうち大半を占めるのは、例年と同じく「高圧配電線路（架空）」における事故で 13,916 件（約 93.4%）あり、その半数以上が電気工作物の破損による事故で 11,056 件発生しています。つまり、令和 6 年度の供給支障事故のうち、約 74.2%が「高圧配電線路（架空）」の設備破損に伴う事故です。

次に、過年度の旧一般電気事業者における供給支障事故件数及び供給支障事故率（年間需要電力量 1 億 kWh 当たりの供給支障事故件数）の推移を推移第 3 表及び第 1 図に示します。供給支障事故率は、1.71 件/億 kWh であり、前年度の供給支障事故率 1.76 件/億 kWh に比べ 0.05 件/億 kWh の減少となっています（推移第 3 表）。

(3) 電力設備の破損事故

旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者における電力設備の破損事故件数及びその事故率を推移第 4 表及び第 2-1 図から第 2-7 図に示します。

³ https://www.occto.or.jp/houkokusho/2024/2024_nenjhoukokusho.html

設備別にみると、「水力発電所」、「風力発電所」、「送電線路及び特別高圧配電線路（地中）」、「高圧配電線路（架空）」及び「高圧配電線路（地中）」の事故率が前年度に比べ増加していますが、その他の設備の事故率は横ばい又は減少となっています。

最も事故件数の多い「高圧配電線路（架空）」の破損事故件数は 11,056 件（推移第 4 表）であり、前年度の 10,955 件に比べ 101 件増加しました。

(4) 感電死傷事故

感電死傷事故件数は 16 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 14 件に比べ 2 件増加しました。

(5) 電気火災事故

電気火災事故件数は 4 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 1 件に比べ 3 件増加しました。

(6) 電気工作物の破損等による死傷・物損事故

電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数は 3 件です（推移第 2 表及び第 3 図）。前年度の 2 件に比べ 1 件増加しました。

(7) 重大事故

電気事業法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者における重大事故は、令和 6 年度に 8 件発生しました。

発生年月	設備の種類	事故概要	II.(12)における類型
令和 6 年 4 月	高圧 配電線路	ビル解体作業のために足場を組んでいた者が、近くの電線に接触し、感電。	①
令和 6 年 6 月	送電線路	送電線の下に植生していた竹の伐採作業において、竹の先端が電線に接近した際に 1 線地絡事故が発生するとともに、作業員が感電。	②
令和 6 年 7 月	高圧 配電線路	配電柱の建柱工事中、建柱車のブームが高圧充電部に接触し、柱上の作業員が感電。	①
令和 6 年 8 月	高圧 配電線路	高所作業車を使用して配電線近傍の樹木の伐採作業中、ブームを旋回して高圧絶縁電線に近接したところ、バケット上の作業員が感電。	①
令和 6 年 8 月	需要設備	ビルの外壁工事に伴う足場組立作業を行っていた者が受電用高圧ケーブル引込口付近で防災シートを養生しようとした際、高圧充電部に接触し、感電。	①
令和 6 年 10 月	特別高圧 配電線路	マンホール内で地中ケーブルの引入れ作業を行っていたところ、ワイヤーロープの張力により床面に固定していた仮設引入金物が外れ、作業員に当たって負傷。	①
令和 6 年 11 月	高圧 配電線路	配電柱周辺の樹木を伐採するため昇柱していた者が、活線状態で伐採作業を行った際に電線被覆を損傷させ、損傷箇所接触し、感電。	①
令和 7 年 3 月	変電所	変電所内で移動用変圧器の内部短絡が発生し、噴油と燃焼によって、作業員 2 名が火傷を負い負傷。	②

第1表 電気事故件数総括表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

事故の種類 供給支障		電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等 による死傷・物損			電気工作物の破損						供給 支障 (被害 なし)	発電支障又は 放電支障			電気事業法第106条 に基づくその他の 事故報告			事故総件数				
		有	無	計	有	無	計	有	無	計	主要電気工作物			その他の工作物				有	無	計	有	無	計	有	無	計		
事故発生箇所		有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計
発 電 所	水 力											26	26	1	5	6			7	7				1	35	36		
	火 力					1	1					4	4	4	11	15	10		12	12				14	16	30		
	燃 料 電 池																											
	太 陽 電 池														1	1									1	1		
	風 力														14	14									14	14		
	原 子 力											1	1												1	1		
	計					1	1					31	31	5	31	36	10		19	19				15	67	82		
蓄 電 所																												
変 電 所								1		1	2	5	7	12	12	24	40							54	17	71		
配 特 電 線 路 高 路 圧 及 び	架 空					5	5				3		3	122	36	158	227							352	41	393		
	地 中							1	1	2	1	1	2	12	9	21	1							13	11	24		
	計					5	5	1	1	2	3	1	4	134	45	179	228							365	52	417		
高 圧 配 電 線 路	架 空	1	3	4	1	8	9							11,056		11,056	2,860							13,916	11	13,927		
	地 中					1	1							192		192	3							195	1	196		
	計	1	3	4	1	9	10							11,248		11,248	2,863							14,111	12	14,123		
低 圧 配 電 線 路								1	1	2															1	1		
需 要 設 備																												
他 社 事 故 波 及 (被 害 な し)																								360		360		
合 計		1	3	4	1	15	16	1	2	3	5	37	42	11,399	88	11,487	3,501		19	19				14,905	149	15,054		
(他 社 事 故 再 掲)	電 気 事 業 者																12							12		12		
	自 家 用 電 気 工 作 物 を 設 置 す る 者													5		5	348							352		352		

(備考) 1 発電支障事故及び放電支障事故は、電気関係報告規則第3条に規定する事故について記載する。
 2 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載する。
 3 「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」とは、電気関係報告規則第3条に掲げる事故以外に大臣又は産業保安監督部長により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。

第2表 水力発電所（水力設備）事故被害数表

令和6年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所	設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
	製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちりり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
貯水池・調整池																				
ダム				1																1
取水設備				1						1										2
沈砂池																				
導水路		1		1					1											3
ヘッドタンク・サージタンク																				
水圧管路		1		1																2
放水路																				
水車	制水弁・制水門																			
	案内羽根																			
	ランナー			1																1
	ノズル																			
	バケット																			
	ケーシング				1															1
	吸出管				2															1
	主軸				1															1
	軸受			1	1															2
	调速装置			2	3															5
	制圧機																			
	圧油・潤滑油装置				2															2
	継手																			
自動制御装置																				
計			4	10															1	15
給排水装置																				
揚水発電所の揚水用ポンプ																				
小水車																				
建物																				
その他			2															1	1	4
合計		2	6	14					1	1								1	2	27

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第3表 水力発電所（電気設備）事故被害数表

令和6年度

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者）

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自 然 災 害						故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計	
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社				他 社
発 電 機	電機子巻線																	1		1	
	界磁巻線																				
	軸受			1	1															2	
	励磁装置	1																		1	
	その他																				
	計	1		1	1														1		4
主 要 変 圧 器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器		2			1															3	
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器					1															1	
計器・継電器類																					
主要回路								1												1	
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計		3		1	3			1											1		9

（備考）本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(1) 火力発電所(汽力設備) 事故被害数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

被害箇所		原因		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社							
燃料設備 (石炭)	運搬設備	1																				1	
	その他																						
	計	1																				1	
燃料設備 (重油・原油)	貯蔵設備																						
	運搬設備																						
	その他																						
燃料設備 (液化ガス)	貯蔵設備																						
	運搬設備																						
	その他																						
燃料設備 (その他ガス)	貯蔵設備																						
	運搬設備																						
	その他																						
その他燃料設備																							
燃焼用機器																							
灰じん輸送装置																							
給水設備	給水ポンプ																						
	給水・ホッパー水処理設備																						
	その他																						
計																							
熱交換器																							
配管設備	主蒸気管・主給水管																						
	蒸気だめ																						
	その他																						
計																							
ボイラー	胴・管寄せ																						
	水管																						
	過熱器					1																1	
	再熱器					1																	1
	火炉					1																	1
	節炭器																						
計						1	2															3	
独立過熱器																							
蒸気貯蔵器																							
独立節炭器																							
空気予熱器																							
通風設備	通風機																						
	その他																						
	計																						
空気・ガス 圧縮設備	空気圧縮機・空気だめ																						
	ガス圧縮機・ガスだめ																						
	その他																						
計																							
ばい煙処理設備						1																	1
排水処理設備																							
廃棄物焼却炉																							
蒸気井																							
タービン	ケーシング																						
	隔板・円板・羽根																						
	主軸																						
	軸受																						
	调速装置																						
	潤滑油装置																						
計		1																				1	
計		1																				1	
復水設備	復水器																						
	ポンプ																						
	その他																						
計																							
冷却搭・冷却水路																							
自動制御装置																							
建物																							
その他																							
合計		2	1	2	2																	7	

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(2) 火力発電所(ガスタービン設備) 事故被害数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社				
燃料設備	貯蔵設備																				
	運搬設備																				
	その他																				
	計																				
燃焼用機器																					
熱交換器																					
配管設備																					
作動用空気加熱器																					
燃焼用空気予熱器																					
ガス発生機																					
通風設備				1																	1
空圧縮・ガス備	空気圧縮機・空気だめ																				
	ガス圧縮機・ガスだめ																				
	その他																				
	計																				
ガスタービン	ケーシング																				
	隔板・円板・羽根																				
	主軸																				
	軸受																				
	调速装置																				
	潤滑油装置																				
	その他			1																1	
計			1																1		2
自動制御装置																					
建物																					
その他		1																			1
合計		1		2																1	4

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第4表(3) 火力発電所(内燃力設備) 事故被害数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		燃料不良	その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社				
燃料設備																					
内 燃 機 関	機関本体																				
	调速装置				1																1
	潤滑油装置				1																1
	その他				2																2
	計				4																4
空気だめ・空気圧縮機																					
通風設備					1																1
冷却水設備		1																			1
自動制御装置																					
建物																					
その他																					
合計		1			5																6

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表 [原動力種別：汽力]

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備	自 然 災 害							故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社			
発 電 機	電機子巻線																			
	界磁巻線																			
	軸受																			
	励磁装置																			
	その他																			
	計																			
主 要 変 圧 器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
	計																			
調相機																				
接地装置																				
避雷器																				
電力用コンデンサー																				
分路リアクトル																				
誘導電圧調整器																				
負荷時電圧調整器																				
油入遮断器																				
がいし型遮断器																				
空気遮断器																				
磁気遮断器																				
ガス遮断器																				
その他遮断器																				
開閉器																				
断路器																				
所内変圧器																				
起動用変圧器																				
非常用予備発電装置																				
計器用変成器																				
計器・継電器類																				
主要回路		2																		2
補助回路																				
制御回路																				
制御電源装置																				
その他																				
合計		2																		2

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表 [原動力種別：ガスタービン]

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備	自 然 災 害							故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計	
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社				他 社
発 電 機	電機子巻線																				
	界磁巻線																				
	軸受																				
	励磁装置																				
	その他																				
	計																				
主 要 変 圧 器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
油入遮断器																					
がいし型遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
その他																					
合計																					

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表 [原動力種別：内燃力]

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備	自 然 災 害							故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社			
発 電 機	電機子巻線																			
	界磁巻線																			
	軸受																			
	励磁装置																			
	その他																			
	計																			
主 要 変 圧 器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
	計																			
	調相機																			
	接地装置																			
	避雷器																			
	電力用コンデンサー																			
	分路リアクトル																			
	誘導電圧調整器																			
	負荷時電圧調整器																			
	油入遮断器																			
	がいし型遮断器																			
	空気遮断器																			
	磁気遮断器																			
	ガス遮断器																			
	その他遮断器																			
	開閉器																			
	断路器																			
	所内変圧器																			
	起動用変圧器																			
	非常用予備発電装置																			
	計器用変成器																			
	計器・継電器類																			
	主要回路																			
	補助回路																			
	制御回路																			
	制御電源装置																			
	その他																			
	合計																			

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第5表 火力発電所（電気設備）事故被害数表〔原動力種別：組合せ〕

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備	自 然 災 害							故意・過失		他物接触		他事故波及		そ の 他	不 明	合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	自 社			
発 電 機	電機子巻線																			
	界磁巻線																			
	軸受																			
	励磁装置																			
	その他																			
	計																			
主 要 変 圧 器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
	計																			
	調相機																			
	接地装置																			
	避雷器																			
	電力用コンデンサー																			
	分路リアクトル																			
	誘導電圧調整器																			
	負荷時電圧調整器																			
	油入遮断器																			
	がいし型遮断器																			
	空気遮断器																			
	磁気遮断器																			
	ガス遮断器																			
	その他遮断器																			
	開閉器																			
	断路器																			
	所内変圧器																			
	起動用変圧器																			
	非常用予備発電装置																			
	計器用変成器																			
	計器・継電器類																			
	主要回路																			
	補助回路																			
	制御回路																			
	制御電源装置																			
	その他																			
	合計																			

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第6表 太陽電池発電所 事故被害数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所	設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
	製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
太陽電池																				
主要変圧器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
	計																			
調相機																				
接地装置																				
避雷器																				
電力用コンデンサー																				
分路リアクトル																				
限流リアクトル																				
誘導電圧調整器																				
負荷時電圧調整器																				
負荷時電圧位相調整器																				
周波数変換機器																				
整流機器																				
逆変換装置																				
油入遮断器																				
がいし型遮断器																				
空気遮断器																				
磁気遮断器																				
ガス遮断器																				
その他遮断器																				
開閉器																				
断路器																				
所内変圧器																				
起動用変圧器																				
非常用予備発電装置																				
計器用変成器																				
計器・継電器類																				
主要回路													1							1
補助回路																				
制御回路																				
制御電源装置																				
集電箱																				
その他																				
合計													1							1

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第7表 風力発電所 事故被害数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所	設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
	製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
発電機	電機子巻線																			
	界磁巻線																			
	軸受																			
	励磁装置																			
	その他																			
計																				
主要変圧器	巻線																			
	ブッシング																			
	冷却装置																			
	電圧調整装置																			
	その他																			
計																				
風力機	プレート																			
	増速器																			
	ハブ	1			1															2
	主軸																			
	支持物																			
その他				10																10
計	1			11																12
調相機																				
接地装置																				
避雷器																				
電力用コンデンサー																				
分路リアクトル																				
限流リアクトル																				
誘導電圧調整器																				
負荷時電圧調整器																				
負荷時電圧位相調整器																				
周波数変換機器																				
整流機器																				
逆変換装置																				
油入遮断器																				
がいし型遮断器																				
空気遮断器																				
磁気遮断器																				
ガス遮断器																				
その他遮断器																				
開閉器																				
断路器																				
所内変圧器																				
起動用変圧器																				
非常用予備発電装置																				
計器用変成器																				
計器・継電器類																				
主要回路																				
補助回路																				
制御回路																				
制御電源装置				2																2
その他																				
合計	1			13																14

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第8表 蓄電所 事故被害数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備		自然現象							故意・過失		他物接触		他事故波及		その他	不明	合計
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社			
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
	計																				
	調相機																				
	接地装置																				
	避雷器																				
	電力用コンデンサー																				
	分路リアクトル																				
	限流リアクトル																				
	誘導電圧調整器																				
	負荷時電圧調整器																				
	負荷時電圧位相調整器																				
	周波数変換機器																				
	整流機器																				
	逆変換装置																				
	油入遮断器																				
	がいし型遮断器																				
	空気遮断器																				
	磁気遮断器																				
	ガス遮断器																				
	その他遮断器																				
	開閉器																				
	断路器																				
	電力貯蔵装置																				
	所内変圧器																				
	起動用変圧器																				
	非常用予備発電装置																				
	計器用変成器																				
	計器・継電器類																				
	主要回路																				
	補助回路																				
	制御回路																				
	制御電源装置																				
	集電箱																				
	その他																				
	合計																				

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第9表 変電所 事故被害数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 被害箇所	設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失		他物接触		他事故波及		火災	その他	不明	合計		
	製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社					他社	
主要変圧器	巻線						3													3		
	ブッシング																					
	冷却装置																					
	電圧調整装置	2			1															1	4	
	その他	1					1														2	
計	3			1		4														1	9	
周波数変換機器	変圧器																					
	バルブ																					
	制御装置																					
	直流リアクトル																					
	高周波フィルタ				1																1	
計				1																	1	
調相機																						
接地装置																						
避雷器				1																	1	
電力用コンデンサー																						
分路リアクトル																						
誘導電圧調整器																						
負荷時電圧調整器																						
油入遮断器																						
がいし型遮断器																						
空気遮断器																						
磁気遮断器																						
ガス遮断器				2		1														1	4	
その他遮断器				1																1	2	
開閉器			1	1																	2	
断路器				2																	1	3
電力貯蔵装置																						
所内変圧器						1															1	
計器用変成器	1					1															2	
計器・継電器類			1	1		2					2									1	7	
主要回路				1							1			1							1	4
補助回路																						
制御回路	1					1					4									1	7	
制御電源装置																						
建物																						
その他											1			1							2	
合計	5		2	11		10					8			2					3	4	45	

(備考) 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第10表 送電線路及び特別高圧配電線路事故件数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

原因 事故状況	全 事 故 件 数	百 分 率 (%)	原 因 別																				合 計	電圧別(kV)							
			設備不備		保守不備		自然災害					故意・過失			他物接触			他事故波及		火 災	そ の 他	不 明		5 5 以下	6 6 ・ 7 7	1 1 0 ・ 1 5 4	1 8 7 ・ 2 2 0 ・ 2 7 5	5 0 0 以上			
			製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失	伐 木	樹 木 接 触	鳥 獣 接 触	そ の 他 の 他 物 接 触										自 社	他 社	
全 事 故 件 数	416		11	2	8	9	46	42	57	1			3	12	15	1	67	55	2			1	7	77	416	293	109	11	2	1	
架空線事故件数	392	94.2	10	1	8	4	46	42	57	1			3	9	14	1	67	55	2			1	3	68	392	283	99	8	2		
百分率 (%)	100.0		2.6	0.3	2.0	1.0	11.7	10.7	14.5	0.3			0.8	2.3	3.6	0.3	17.1	14.0	0.5			0.3	0.8	17.3	100.0	72.2	25.3	2.0	0.5		
架 空 電 線 路	工 作 物 被 害 箇 所	鉄塔																													
		鉄筋コンクリート																													
		鉄柱																													
		木柱																													
		腕木	2	0.5				1	1																	2	2				
		がいし	懸垂	5	1.3				1		3										1					5	4	1			
			ピン	11	2.8				1	2	3									2	3					11	11				
		電線及び がいし	電線	118	30.1			5	1	34	20	3	1		1	2	9	1	35	1					2	3	118	80	36	2	
			懸垂 ピン	1 3	0.3 0.8						1								1	2							1 3	1 3			
		架空地線	開閉装置	13	3.3	7		1	1	2		2														13	10	3			
その他	7		1.8	1	1		1			1									1				1	7	7						
被害なし	231	58.9	2		2		6	19	45				2	7	5		29	47	2			1		64	231	164	59	6	2		
線 路	事 故 の 種 類	一線接地	220	56.1	8	1	4	2	30	14	10			1	3	10		29	50	2				56	220	180	35	4	1		
		相间短絡	92	23.5			1		6	25	22			2	1	2	1	22	1			1		8	92	44	46	1	1		
		接地短絡	28	7.1					5	1	15	1						1	1					2	28	12	14	2			
		断線	11	2.8			1	1		1									7				1		11	8	3				
		その他	42	10.7	2		2	1	5	1	10				5				8	3		1		2	42	39	2	1			
電 圧 別 (kV)	55以下	283	72.2	10	1	8	4	43	16	29	1		1	3	3		61	39	2				2	60	283						
	66・77	100	25.5					3	26	23			2	3	10	1	6	15			1	1	1	8	100						
	110・154	8	2.0							4				2	1			1						8							
	187・220・275	2	0.5							1				1										2							
	500以上																														
地 中 電 線 路	地 中 線 事 故 件 数	ケープル	10	41.7			3							1									4	2	10	4	5		1		
		接続箱	6	25.0	1	1		2																	6	2	2	2			
	被 工 作 箇 所	ケープルヘッド	3	12.5																					3	3		2	1		
		その他	5	20.8											3										2	5	4	1			
	事 故 の 種 類	一線接地	15	62.5	1	1		3							1										2	7	15	2	9	3	1
		相间短絡																													
		接地短絡	5	20.8				2																		5	5				
		断線																													
	電 圧 別 (kV)	55以下	8	33.3				3							3										1	1	8				
		66・77	12	50.0				2							1										3	6	12				
110・154		3	12.5	1	1																				3						
187・220・275																															
500以上		1	4.2																						1	1					

(備考) 1. 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。
2. 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第11表 高圧配電線路事故件数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

被害箇所		設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失			他物接触		他事故波及		火災	その他	不明	合計	百分率(%)						
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	伐木	樹木接触	鳥獣接触						その他の他物接触	自社	他社			
架空電線路	支持物	鉄塔												1									1	0.0					
		鉄筋コンクリート柱						46	22	1	1	10	44		116	3	72		1					316	2.3				
		鉄柱						7	7				1		1		12							28	0.2				
		木柱																											
	腕木	腕木		2	9	4		80	16	1	1			2	1	2	6	74	1	1			2	202	1.5				
		がいし	24	3	52	41		59	1	108			3	10		4		54	39	3			1	1	403	2.9			
	電線	電線	7	151	1,038	287		1,875	458	559	9	4	52	24	17	89	94	2,553	258	45		2	26	99	25	7,672	55.1		
		変圧器	19	8	52	44	5	47	7	246	2			22		6		33	22	26			3	13	21	576	4.1		
		開閉器類	開閉器	73	17	38	106		21	5	321	1			3	11	2		4	83	4			1		13	21	724	5.2
			断路器		1	1	2		1		2				2													9	0.1
			がいし型開閉器	14	20	187	71		7	1	18				30	1			9	5	2			3	1	22	391	2.8	
		電力用コンデンサー	2	1		1				1								1						1			7	0.1	
		避雷器	3		15	19		21	2	122	2							8	26	1	1			1	1	222	1.6		
		その他	5	9	24	24	1	40	9	116	37	42	2	5	13	12	3	48	30	5	2	4	3	32	39	505	3.6		
被害なし		23	15	184	23	2	273	133	159		4	9	5	56	37	3	631	407	25			22	60	788	2,859	20.5			
計		170	227	1,600	622	8	2,477	661	1,654	53	60	111	103	99	270	109	3,499	871	113	3	7	57	223	918	13,915	100.0			
百分率(%)	1.2	1.6	11.5	4.5	0.1	17.8	4.8	11.9	0.4	0.4	0.8	0.7	0.7	1.9	0.8	25.1	6.3	0.8	0.0	0.1	0.4	1.6	6.6	100.0					
地中電線路	ケーブル	10		8	39		1		4				1	3	15		3		2			1	3	3	93	48.4			
	接続箱	2	1		4																			1	8	4.2			
	ケーブルヘッド	2	5	4	15		1						5					1					1	2	36	18.8			
	その他	1	1	2	5				8		1			2	23					2			4	6	55	28.6			
	計	15	7	14	63		2		12		1		1	10	38		3	1	2	2		1	8	12	192	100.0			
百分率(%)	7.8	3.6	7.3	32.8		1.0		6.3		0.5		0.5	5.2	19.8		1.6	0.5	1.0	1.0		0.5	4.2	6.3	100.0					
合計	185	234	1,614	685	8	2,479	661	1,666	53	61	111	104	109	308	109	3,502	872	115	5	7	58	231	930	14,107					

(備考) 1. 百分率の算出結果については、少数第2位を四捨五入し、第1位にとどめる。
 2. 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

第13表 事故発生箇所別供給支障事故件数表

令和6年度

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)

事故発生箇所		10分未満			10分以上30分未満			30分以上1時間未満			1時間以上3時間未満			3時間以上			総 件 数	主 要 供 給 支 障 事 故 件 数 (再掲)	
		7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上	7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上	7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満	100,000kW 以 上	7,000kW 未 満	7,000kW 以 上 70,000kW 未 満	70,000kW 以 上 100,000kW 未 満			100,000kW 以 上
発 電 所	水 力				1													1	
	火 力	6			5				1	1	1							14	1
	燃 料 電 池																		
	太 陽 電 池																		
	風 力																		
	計	6			6				1	1	1							15	1
蓄 電 所																			
変 電 所		13	7		6	4		2	2	1	10	5	1	2	1		54	8	
送 電 線 路 及 び 特 別 高 圧 配 電 線 路	架 空	136	13	1	47	6		12	5		47	2		79	3	1	352	6	
	地 中	2	2		1	2		1	1		1			2		1	13	1	
	計	138	15	1	48	8		13	6		48	2		81	3	1	365	7	
高 圧 配 電 線 路	架 空	571			693			927			5,996			5,729			13,916		
	地 中	17			12			19			90			57			195		
	計	588			705			946			6,086			5,786			14,111		
低 圧 配 電 線 路		1															1		
需 要 設 備																			
他 社 事 故 波 及 (被 害 な し)		17			21	1		57	1		218			45			360		
合 計		763	22	1	786	13		1,018	10	2	6,363	7	1	5,914	4	1	14,906	16	
他 社 事 故 波 及 (再 掲)	電 気 事 業 者	5			4			1			1			1			12		
	自 家 用 電 気 工 作 物 を 設 置 す る 者	12			17	1		58	1		218			46			352		

- (備考) 1. 主要供給支障事故とは、電気関係報告規則第3条の規定に基づき報告した供給支障事故をいう。
2. 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般電気工作物について、当該電気事業者が知り得た範囲で記載する。
3. 本表は、第1表において、本表と関係する欄に記載がない場合は、報告することを要しない。

推移第1表 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の
電気事故件数の推移（設備別）

事故発生箇所		年度									
		H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
発電所	水力	68	80	76	59	56	33	41	38	24	36
	火力	57	61	39	43	30	40	48	33	37	30
	燃料電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	太陽電池	1	5	6	3	2	2	1	8	4	1
	風力	4	4	0	5	4	0	2	0	7	14
	原子力	1	2	0	5	2	1	1	2	5	1
	計	131	152	121	115	94	76	93	81	77	82
蓄電所		-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
変電所		72	92	67	90	77	67	93	78	88	71
送電線路 及び 特別高圧 配電線路	架空	236	262	317	447	283	319	303	371	352	393
	地中	28	24	26	21	27	16	34	16	14	24
	計	264	286	343	468	310	335	337	387	366	417
高圧 配電線路	架空	10,375	10,241	12,686	20,733	13,966	13,553	10,782	13,856	14,162	13,927
	地中	199	215	216	265	228	202	201	213	187	196
	計	10,574	10,456	12,902	20,998	14,194	13,755	10,983	14,069	14,349	14,123
低圧配電線路		3	1	5	4	4	2	3	3	2	1
需要設備		1	0	0	2	7	6	1	1	1	0
他社事故波及 (被害なし)		333	315	343	359	372	277	322	361	409	360
合計		11,378	11,302	13,781	22,036	15,058	14,518	11,832	14,980	15,292	15,054
他社事故 波及 (再掲)	電気事業者	2	16	15	19	18	17	12	17	14	12
	自家用電気工作物を設置する者	331	299	329	344	357	261	314	345	396	352

(備考)

1. 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者（電気事業者）は、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電等用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10万kW）を超える者に限る。）をいう。
2. 平成27年度までの電気事業者（旧電気事業者）は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を指す。
3. 需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者が知り得た範囲で記載する。

推移第2表 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の
電気事故件数の推移（事故種類別）

事故の種類 供給支障 年度	電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						供給支障 (被害なし)	発電支障又は放電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数			
										主要電気工作物			その他の工作物													
	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計		有	無	計	有	無	計	有	無	計	有
H27	1	1	2	2	14	16	0	4	4	2	44	46	8,382	91	8,473	2,809	2	57	59	0	2	2	11,192	186	11,378	
28	1	2	3	1	11	12	0	2	2	12	79	91	8,325	88	8,413	2,776	0	30	30	0	0	0	11,113	189	11,302	
29	0	2	2	5	12	17	0	4	4	0	32	32	10,171	122	10,293	3,435	0	6	6	0	1	1	13,609	172	13,781	
30	1	3	4	3	8	11	1	3	4	4	53	57	14,223	91	14,314	7,646	0	12	12	0	1	1	21,874	162	22,036	
R1	3	13	16	3	12	15	0	0	0	13	43	56	11,252	92	11,344	3,628	0	11	11	2,066	1	2,067	14,896	162	15,058	
2	5	11	16	2	16	18	0	0	0	1	35	36	11,100	76	11,176	3,276	0	12	12	0	1	1	14,379	139	14,518	
3	1	6	7	4	10	14	1	7	8	2	53	55	8,653	83	8,736	3,016	0	16	16	1	0	1	11,674	158	11,832	
4	2	4	6	1	11	12	0	3	3	2	46	48	11,211	99	11,310	3,604	0	12	12	0	1	1	14,817	163	14,980	
5	1	0	1	0	14	14	0	2	2	5	26	31	11,298	93	11,391	3,853	0	17	17	0	0	0	15,156	136	15,292	
6	1	3	4	1	15	16	1	2	3	7	35	42	11,399	88	11,487	3,501	0	19	19	0	0	0	14,905	149	15,054	

(備考)

1. 電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者（電気事業者）は、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者（特定発電等用電気工作物の小売電気事業等用接続最大電力の合計が200万kW（沖縄電力株式会社の供給区域にあっては、10万kW）を超える者に限る。）をいう。
2. 平成27年度までの電気事業者（旧電気事業者）は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を指す。
3. 1件の事故が2以上の事故の種類に該当する場合には各項にそれぞれ計上しているが、事故総件数には重複して計上していない。

推移第3表 電気供給支障事故の推移

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者)

項目 \ 年度	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
供給支障事故件数 (件)	11,190	11,112	13,608	21,872	14,895	14,374	11,670	14,813	15,154	14,899
供給支障事故率 (件/億kWh)	1.24	1.25	1.51	2.44	1.70	1.66	1.32	1.70	1.76	1.71
年間需要電力量 (億kWh)	9,041	8,905	9,009	8,965	8,784	8,678	8,852	8,700	8,626	8,697

(備考)

1. 供給支障事故率は、年間需要電力量当たり (億kWh) の事故件数である。
2. 年間需要電力量は、「電力需給及び電力系統に関する概況」(電力広域的運営推進機関) から引用した。
3. 令和元年度以前に発行した電気保安統計 (以下「従前の電気保安統計」という) においては、電力調査統計「電力需要実績」(経済産業省資源エネルギー庁) の「みなし小売電気事業者等」から年間需要電力量を引用した。従前の電気保安統計では、旧一般電気事業者以外が供給 (販売) した電力量が年間需要電力量に含まれておらず、令和2年度以降の電気保安統計では含まれている。そのため、従前の電気保安統計と令和2年度以降の電気保安統計において、年間需要電力量及び供給支障事故率に差異が生じている。
4. 旧一般電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第七十二号) 施行前の電気事業者 (一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者) の一部である。

推移第4表 電力設備別破損事故の推移（上欄：事故件数・下欄：事故率）
 （電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

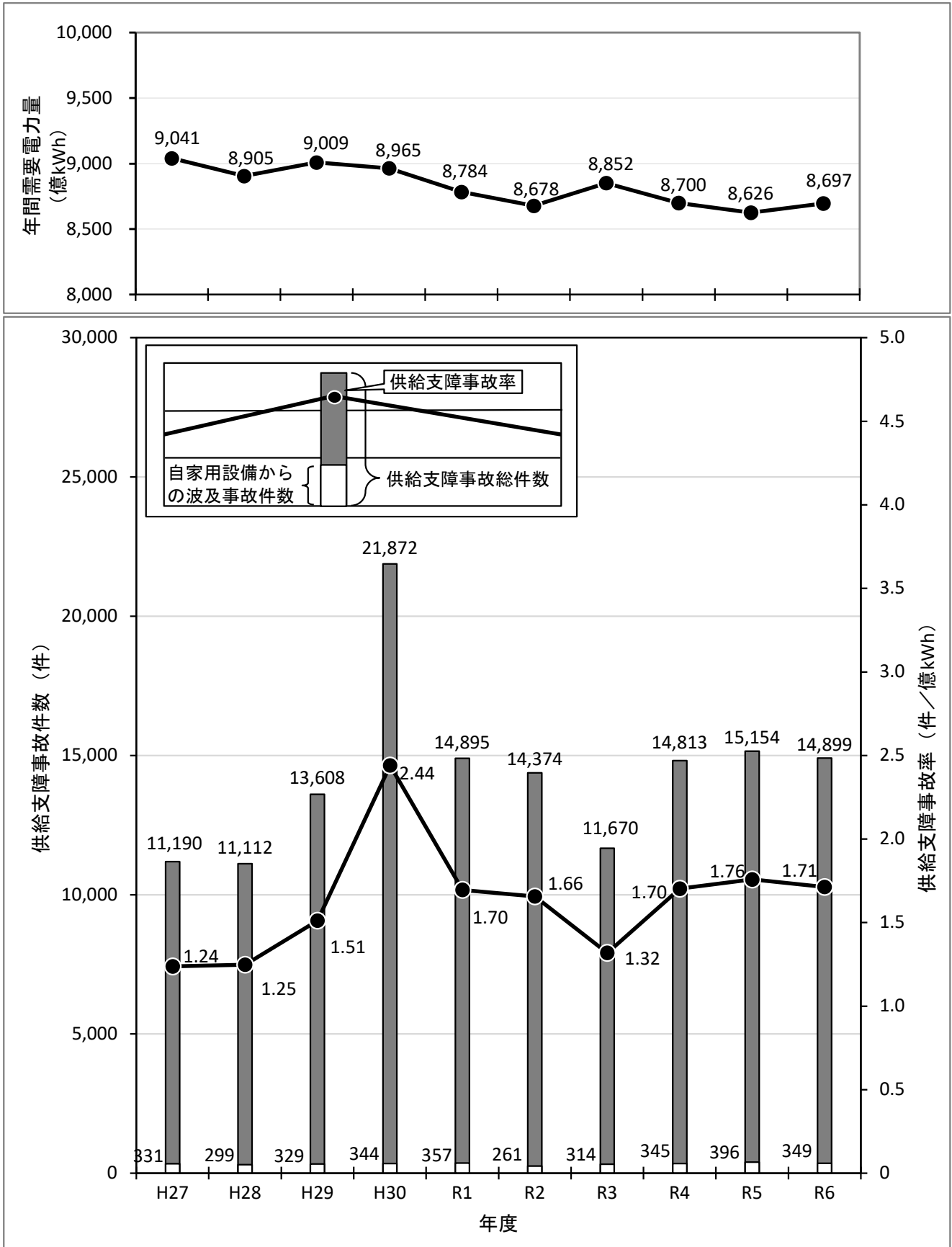
設備別		年度									
		H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
水力発電所		42	67	68	50	55	33	39	37	23	32
		0.92	1.46	1.48	1.09	1.20	0.72	0.85	0.81	0.50	0.70
火力発電所		26	35	15	18	16	18	21	16	23	19
		0.19	0.25	0.11	0.13	0.12	0.14	0.16	0.13	0.19	0.16
太陽電池発電所		0	5	6	3	2	2	1	4	4	1
		0.0	65.3	76.6	39.8	26.5	26.5	13.3	44.6	30.0	5.4
風力発電所		4	4	0	5	4	0	0	0	7	14
		80.7	87.1	0.0	99.4	88.2	0.0	0.0	0.0	104.7	206.5
原子力発電所		1	2	0	4	2	1	1	2	5	1
		0.02	0.05	0.00	0.11	0.06	0.03	0.03	0.06	0.15	0.03
変電所		45	52	37	46	39	37	48	46	42	31
		0.05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04
送電線路 及び 特別高圧 配電線路	架空	98	96	131	150	146	140	125	176	159	157
		0.11	0.11	0.15	0.17	0.16	0.15	0.14	0.19	0.17	0.17
	地中	27	22	25	20	26	16	34	15	14	22
		0.18	0.14	0.16	0.13	0.17	0.10	0.22	0.10	0.09	0.14
高圧 配電線路	架空	8,076	8,006	9,828	13,812	10,885	10,760	8,322	10,846	10,955	11,056
		1.16	1.14	1.40	1.96	1.54	1.52	1.17	1.52	1.54	1.55
	地中	198	215	215	263	225	200	200	209	187	192
		0.31	0.33	0.33	0.40	0.34	0.30	0.30	0.31	0.27	0.28

（備考）

1. 本表の事故件数は、電気工作物の破損に係る件数である。
2. 発電所は、出力100万kW当たりの事故率である。
3. 変電所は、出力100万kVA当たりの事故率である。
4. 送電線路、特別高圧配電線路、高圧架空配電線路は亘長100km当たりの事故率である。（高圧地中配電線路は、延長100km当たりの事故率）
5. 旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）施行前の電気事業者（一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者）の一部である。

第1図 電気供給支障事故の推移

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者)

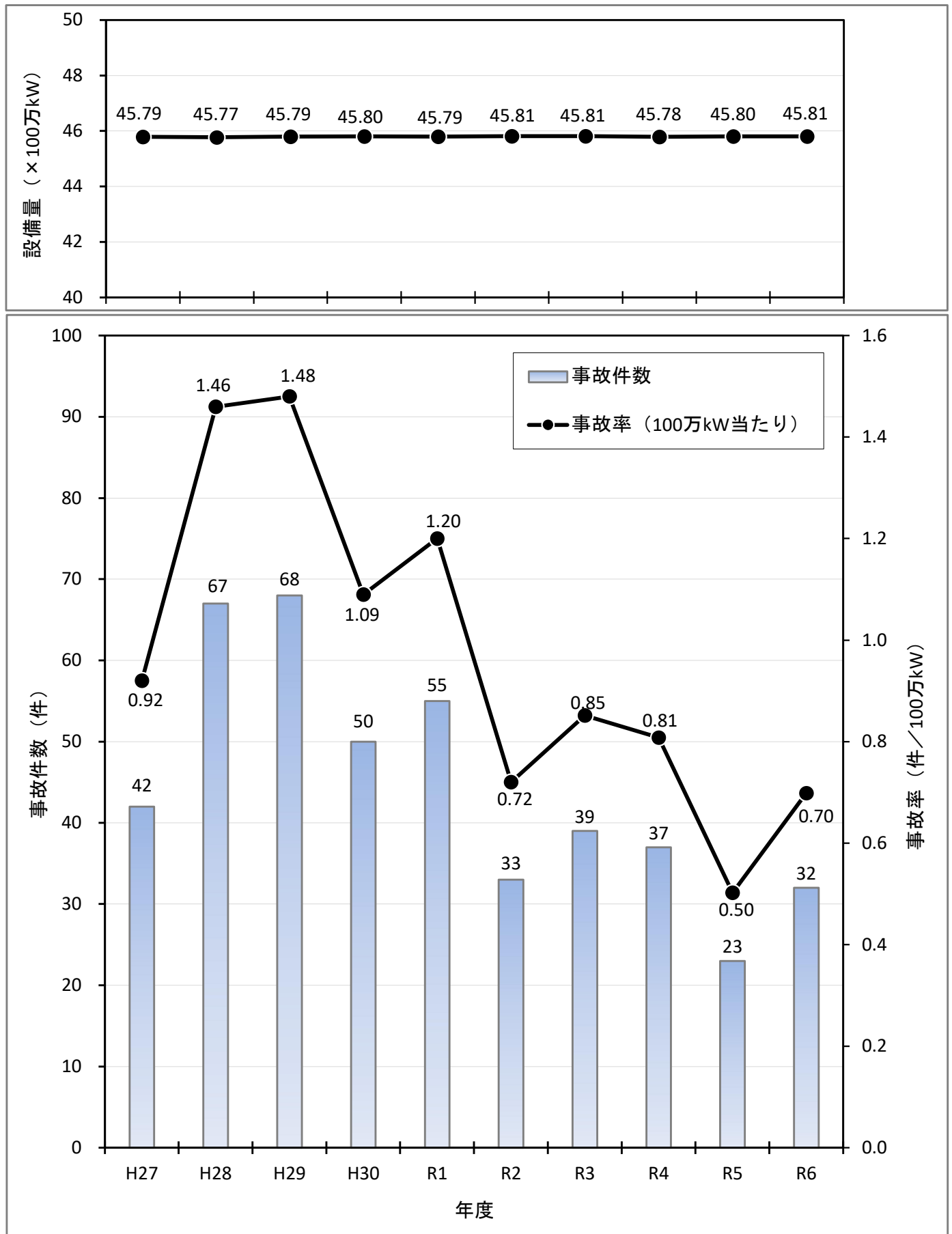


(備考)

1. 供給支障事故率は、年間需要電力量あたり（億kWh）の事故件数である。
2. 年間需要電力量は、「電力需給及び電力系統に関する概況」（電力広域的運営推進機関）から引用した。
3. 令和元年度以前に発行した電気保安統計（以下「従前の電気保安統計」という）においては、電力調査統計「電力需要実績」（経済産業省資源エネルギー庁）の「みなし小売電気事業者等」から年間需要電力量を引用した。従前の電気保安統計では、旧一般電気事業者以外が供給（販売）した電力量が年間需要電力量に含まれておらず、令和2年度以降の電気保安統計では含まれている。そのため、従前の電気保安統計と令和2年度以降の電気保安統計において、年間需要電力量及び供給支障事故率に差異が生じている。

第2-1図 電力設備別事故率の推移（水力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

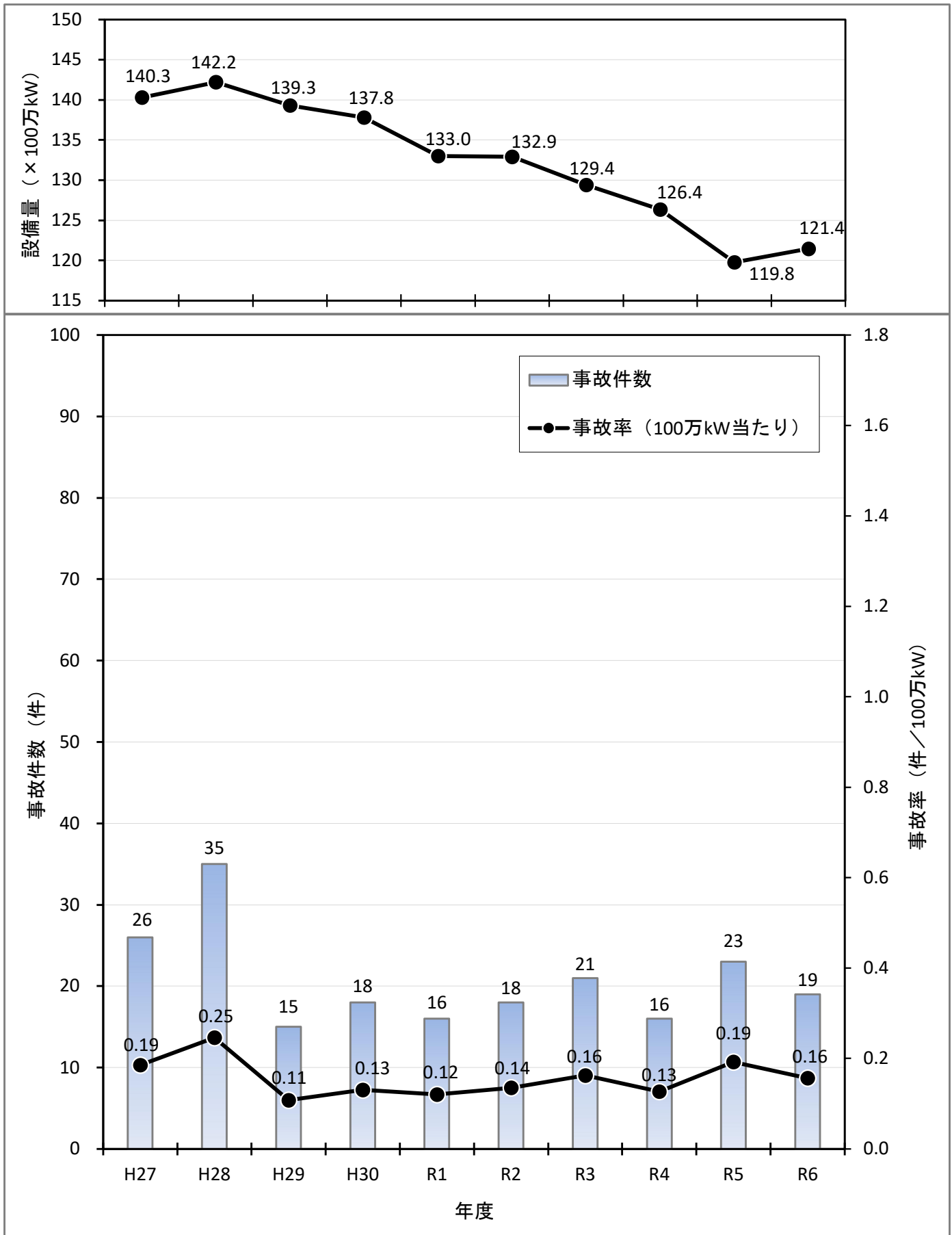


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計「電気事業者の発電所数、出力」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき集計した。

第2-2図 電力設備別事故率の推移（火力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

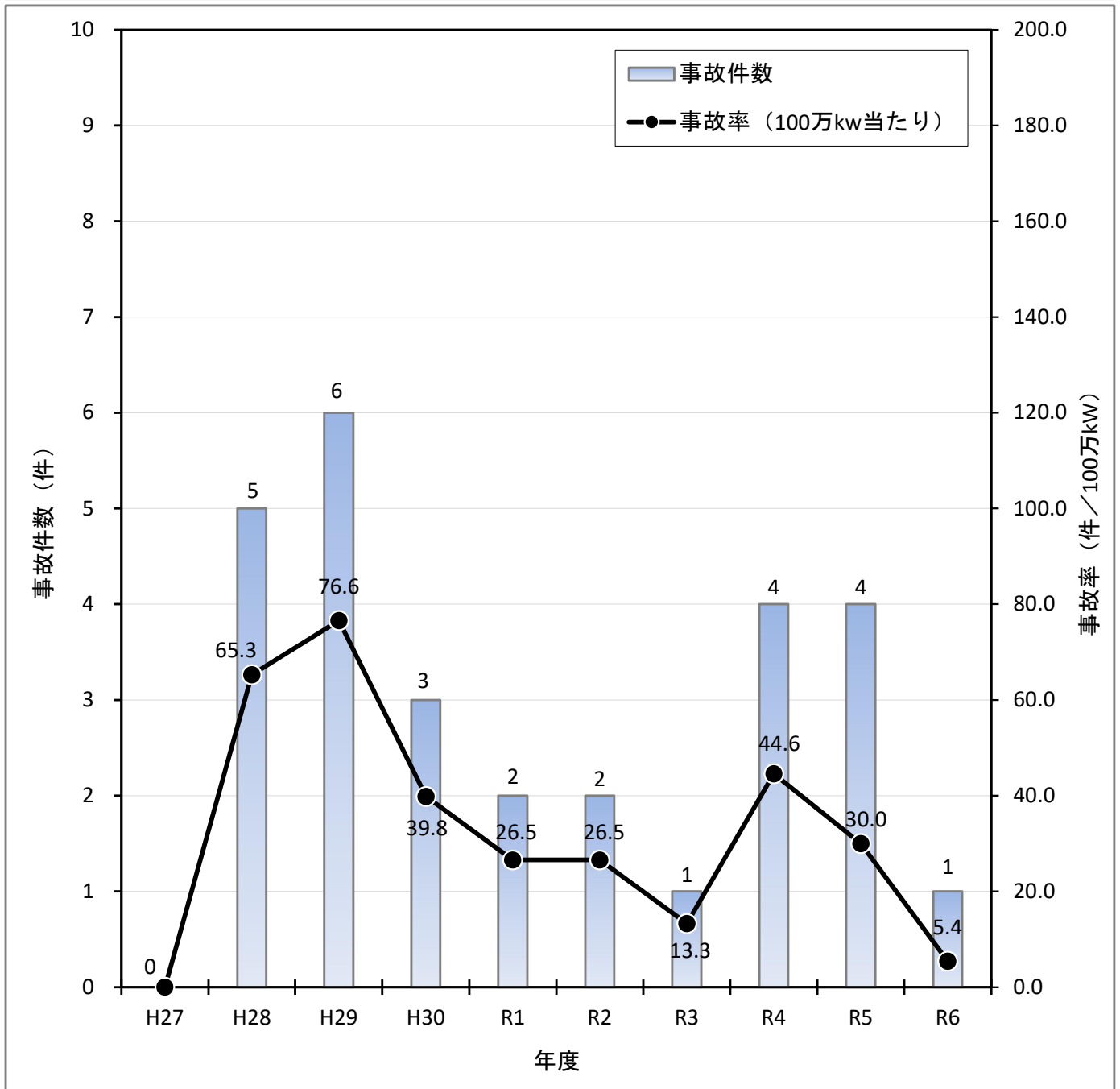
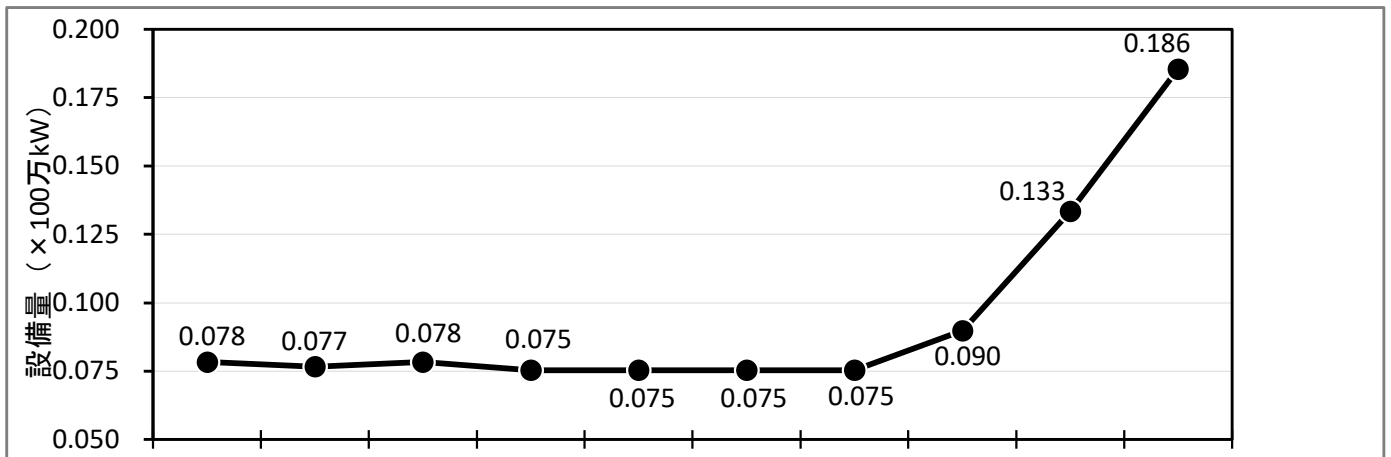


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計「電気事業者の発電所数、出力」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき集計した。

第2-3図 電力設備別事故率の推移（太陽電池発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

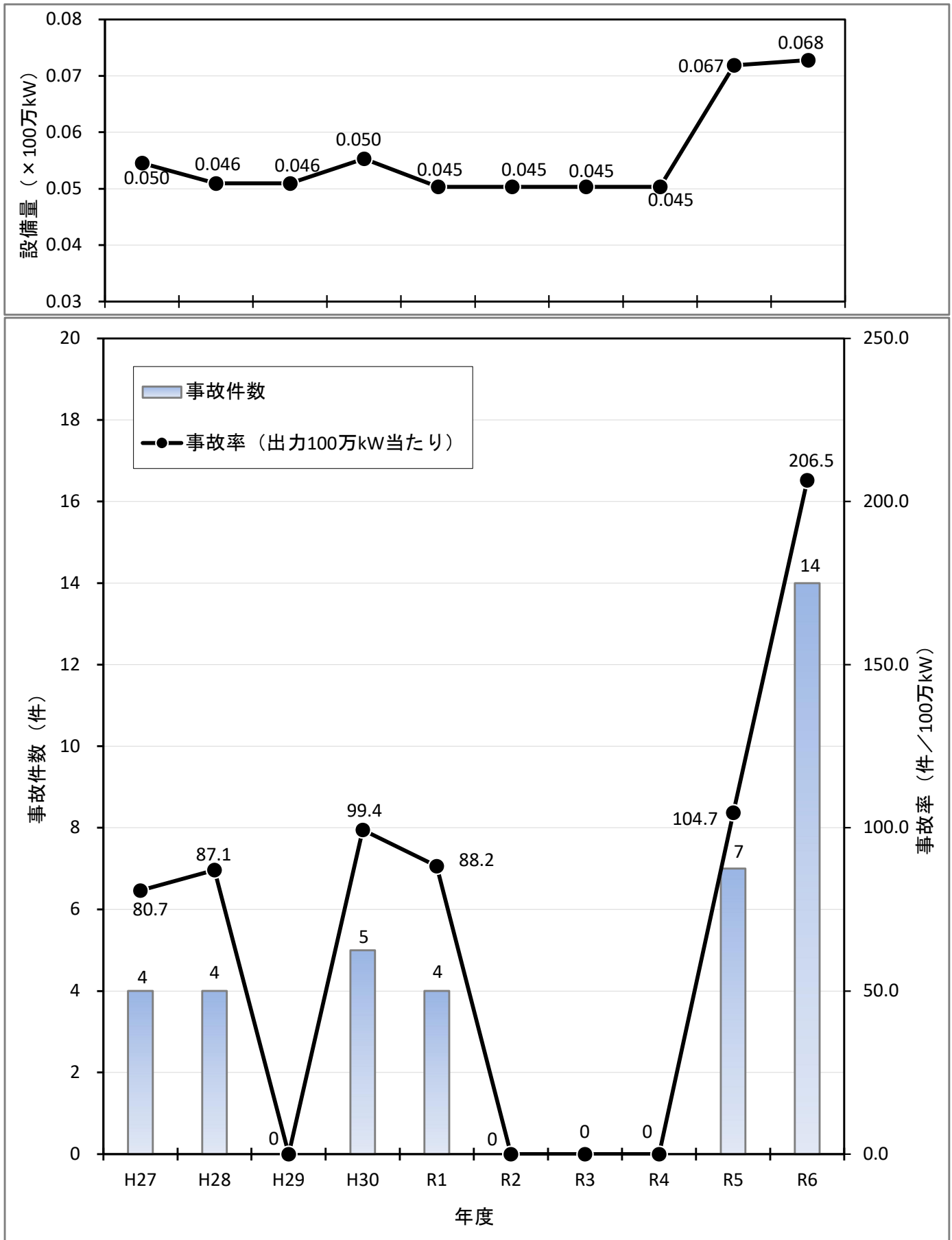


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計「電気事業者の発電所数、出力」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき集計した。

第2-4図 電力設備別事故率の推移（風力発電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

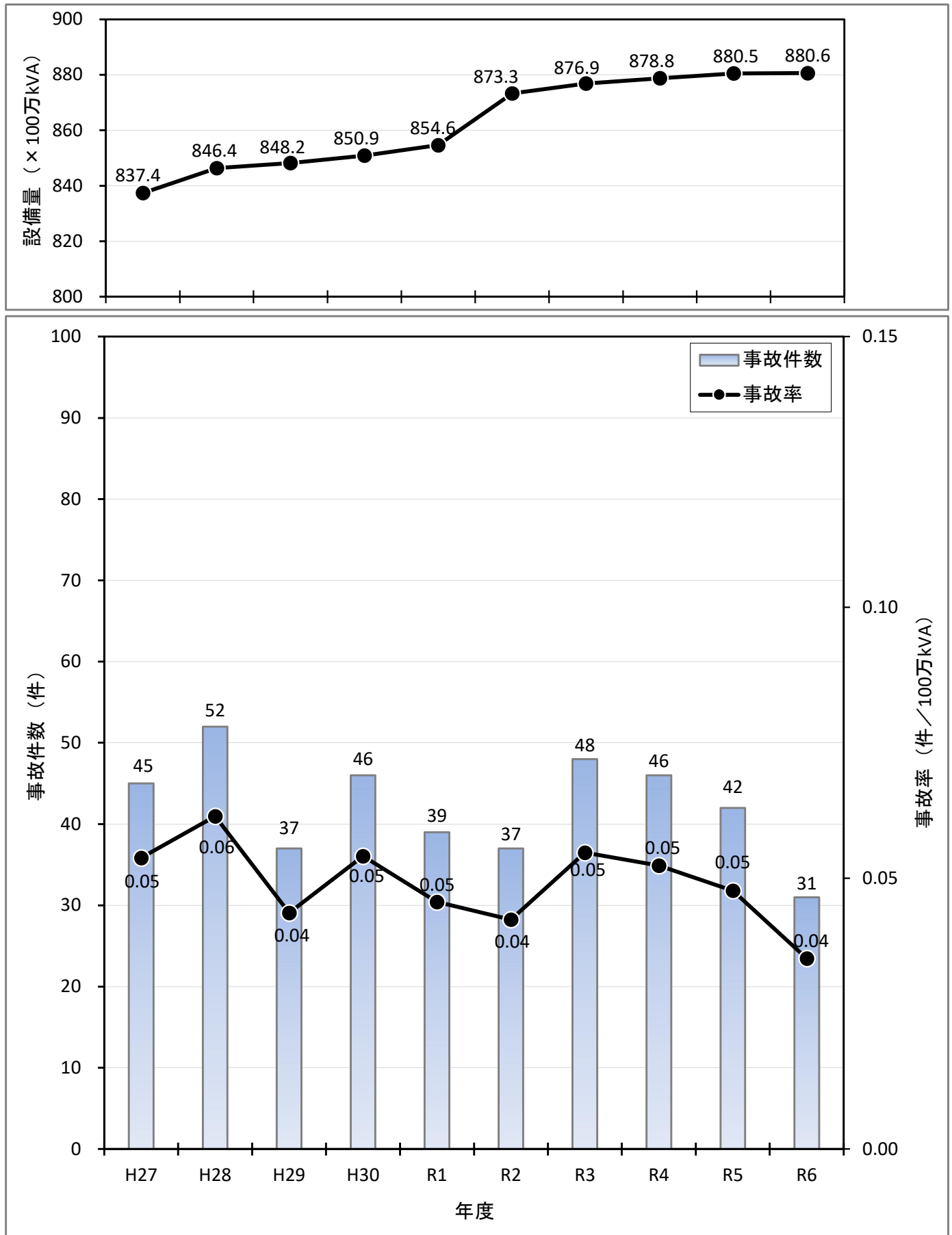


（備考）

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力調査統計「電気事業者の発電所数、出力」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき集計した。

第2-5図 電力設備別事故率の推移（変電所）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

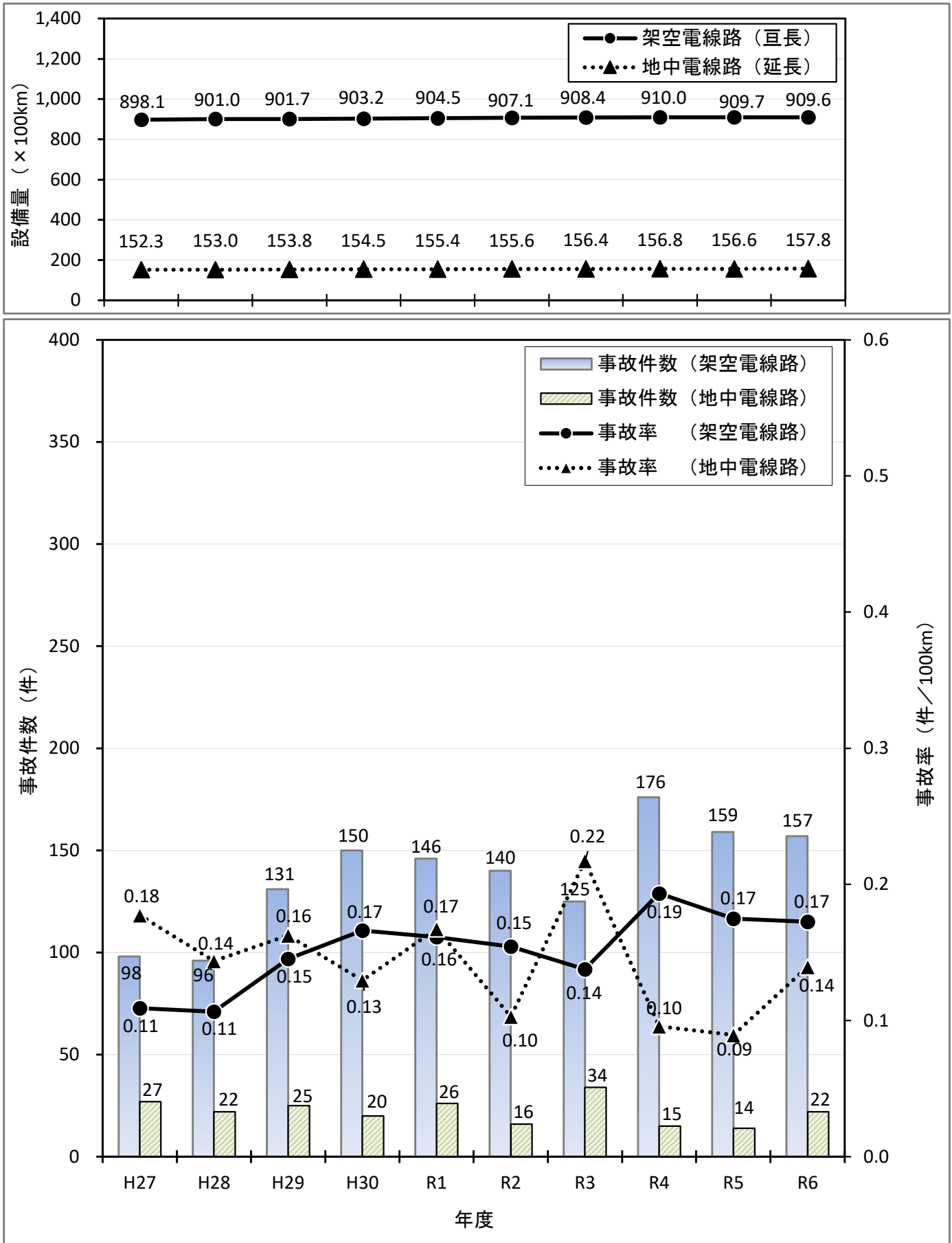


（備考）

1. 事故率は、出力100万kVA当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力統計情報（電気事業連合会）に基づき集計した。

第2-6図 電力設備別事故率の推移（送電線路及び特別高圧配電線路）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

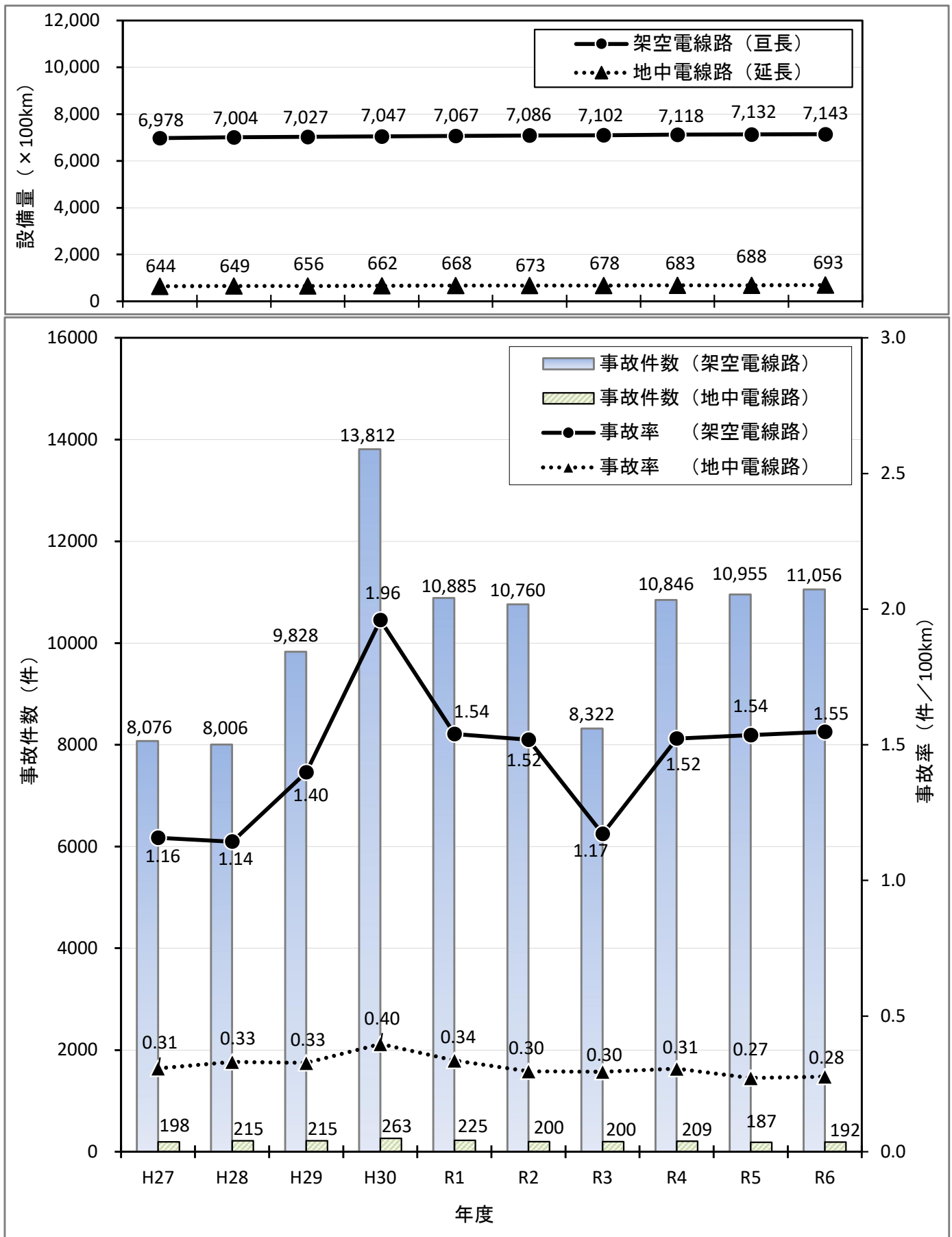


（備考）

1. 事故率は、架空は巨長100km当たり、地中は延長100km当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力統計情報（電気事業連合会）に基づき集計した。

第2-7図 電力設備別事故率の推移（高压配電線路）

（電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者のうち旧一般電気事業者及び旧卸電気事業者）

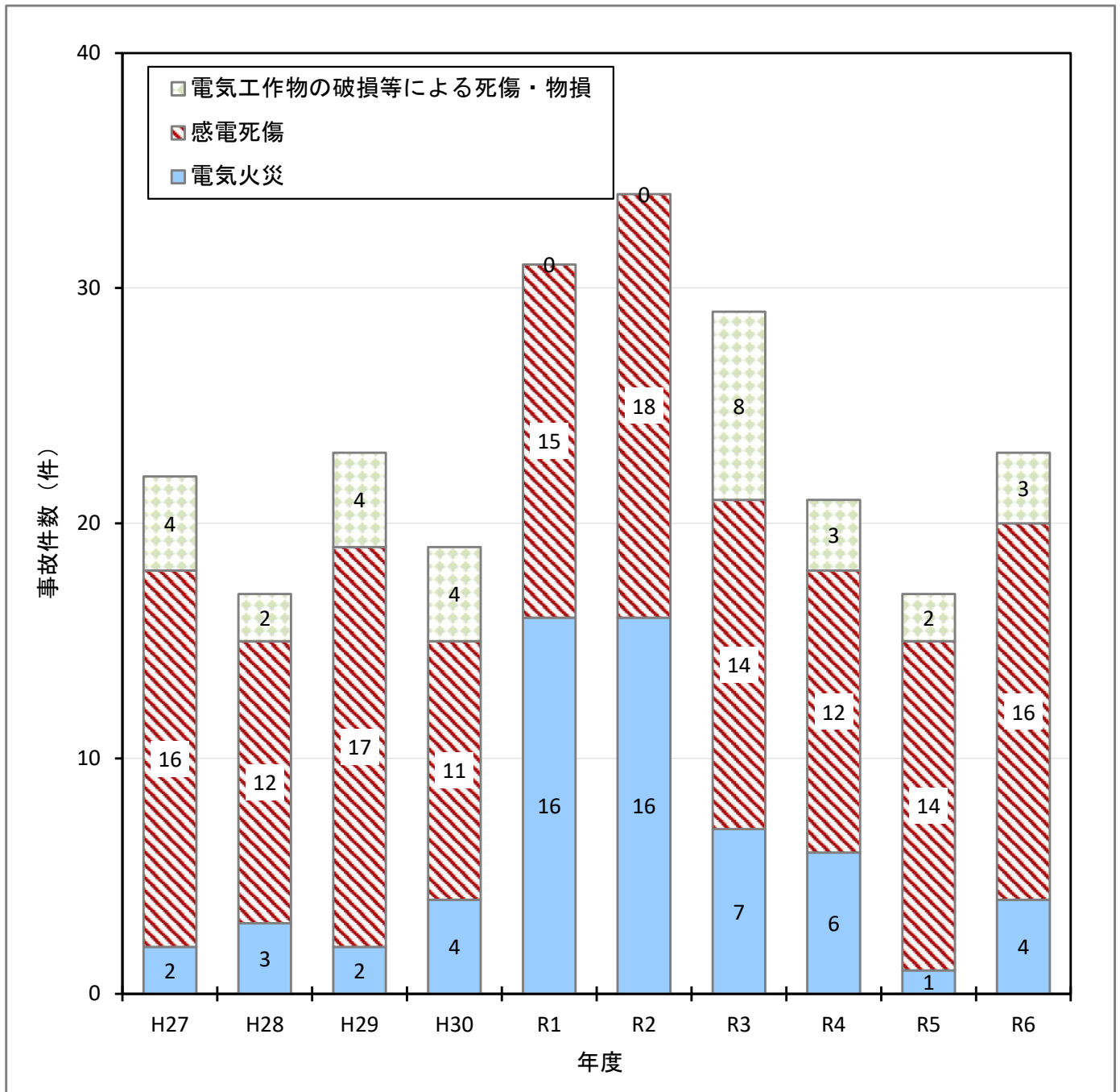


（備考）

1. 事故率は、架空は亘長100km当たり、地中は延長100km当たりの事故件数である。
2. 設備量は、電力統計情報（電気事業連合会）に基づき集計した。

第3図 電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数の推移

(電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者)



IV. 自家用電気工作物を設置する者

ここでは、電気関係報告規則第3条（事故報告）第1項に基づき、自家用電気工作物を設置する者から経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書について各種集計表としてまとめています。

また、過年度比較については、過去10年間の比較を行っています。

1. 集計表の概要

- (1) 第1表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備、需要設備において発生した事故について、波及事故の有無と事故の種類別にまとめたものです。
- (2) 第2表(1)及び第2表(2)は、感電死傷事故、感電以外の死傷事故について、事故発生電気工作物を死傷者の属性別及び事故の原因別にまとめたものです。
- (3) 第3表及び第4表は、電気火災事故、電気工作物の破損等による物損事故について、事故発生電気工作物を事故の原因別にまとめたものです。
- (4) 第5表から第13表は、各種発電所、蓄電所、変電所、送配電設備、需要設備において発生した事故について、被害箇所の件数を事故の原因別にまとめたものです。
- (5) 第14表は、需要設備において発生した波及事故について、事故のパターンを「区分開閉器の破損・誤操作等」と「区分開閉器以外の電気工作物の破損・誤操作等」に分け、波及事故の要因となった電気工作物を地絡・短絡の要因別及び波及要因別にまとめたものです。

2. 過年度比較の概要

(1) 全体概況

令和6年度の電気事故件数は459件です（第1表）。前年度の479件に比べ20件減少しました。事故発生箇所で最多の箇所は「需要設備」（高圧と低圧合わせて244件）で、全体の約53.2%を占めています。次に多いのは「太陽電池発電所」（106件）です。以下、「火力発電所」（77件）、「風力発電所」（21件）、「水力発電所」（9件）と続きます。

(2) 太陽電池発電所及び風力発電所の事故件数

太陽電池発電所の事故件数は106件です（推移第1表）。前年度の126件に比べ20件減少しました。

令和5年3月31日に施行された「電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について」の改正⁴により、第4号の主要電気工作物の破損事故において「部品の交換等により当該設備の機能を容易に回復できる場合」が事故報告の対象から除外となった影響で、太陽電池発電所の事故被害件数表（第8表）における「逆変換装置又はインバータ」の被害件数は、令和4年度の430件に対して令和5年度は84件と、346件の減少となりました。令和6年度においては、「逆変換装置又はインバータ」の被害件数は72件となっており、令和5年度から12件の減少となっています。

太陽電池発電所における死傷、電気火災、電気工作物の破損等による物損事故等件数の推移（第1図）では、太陽電池発電所における「死傷事故」、「電気火災事故」、「電気工作物の破損等による物損事故」等の件数と事故率を示しています。当該事故の合計件数は、平成30年度、令和5年度に続いて令和6年度が3番目に多くなっています。

風力発電所の事故件数は21件です（推移第1表）。前年度の27件から6件減少しています。

風力発電所における死傷、電気火災、電気工作物の破損等による物損事故等件数の推移（第2図）

⁴ 電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）の一部を改正する規程：
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230320-14.pdf

では、風力発電所における「死傷事故」、「電気火災事故」、「電気工作物の破損等による物損事故」等の件数と事故率を示しています。令和 5 年度と同様に「電気工作物の破損等による物損事故」のみ発生しており、件数は 3 件減少して 2 件となっています。

(3) 感電死傷事故

自家用電気工作物を設置する者における感電死傷事故件数は 44 件です(推移第 2 表及び第 3 図)。前年度の 38 件に比べ 6 件増加しました。

(4) 電気火災事故

自家用電気工作物を設置する者における電気火災事故件数は 7 件です(推移第 2 表及び第 3 図)。前年度の 8 件に比べ 1 件減少しました。

(5) 電気工作物の破損等による死傷・物損事故

自家用電気工作物を設置する者における電気工作物の破損等による死傷・物損事故件数は 10 件です(推移第 2 表及び第 3 図)。前年度の 16 件に比べ 6 件減少しました。

(6) 重大事故

自家用電気工作物を設置する者における重大事故は、令和 6 年度に 10 件発生しました。

発生年月	設備の種類	事故概要	II.(12)における類型
令和 6 年 4 月	太陽電池 発電所	パワーコンディショナ (PCS) 内部のコンデンサが故障により燃えた状態で飛散して周囲の下草等に引火し、発電所内に延焼。	⑤
令和 6 年 6 月	需要設備	設備工事のため電気室に入った作業員が、誤って低圧ブレーカー盤の充電部に接触し、感電。	①
令和 6 年 7 月	火力発電所	バイオマス発電所の燃料受入搬送設備内で爆発が発生し、トラックを誘導していた者が爆風により負傷。	⑤
令和 6 年 7 月	需要設備	金網撤去工事に伴う足場建設作業の際、作業員が誤って PAS の電源側に接触し、感電。	①
令和 6 年 8 月	需要設備	建設現場のキュービクル間での通線作業中、作業員が誤って通電状態の銅バーに接触し、感電。	①
令和 6 年 9 月	需要設備	作業員が電源側と負荷側の配線が逆に接続されていた LED 照明のコンセントプラグを切り離した際、電源側の充電部に接触し、感電。	①
令和 6 年 9 月	需要設備	電気設備の点検作業中、作業員が給電ボックスの亚克力板を外して手を入れ、誤って充電部に接触し、感電。	①
令和 6 年 10 月	需要設備	工場の屋上で足場解体作業をしていた者が劣化により充電部が露出していた低圧電線に接触し、感電。	①
令和 6 年 11 月	需要設備	変圧器撤去に向けて、保護フェンスを取り外す作業の段取り確認中に、作業員が課電中のケーブルヘッド等に近接若しくは接触し、感電。	①
令和 7 年 3 月	太陽電池 発電所	太陽電池モジュールの移設工事中、作業員の誤接続により火花が発生したため回路を切り離そうとしたところ、アークが発生し、感電。	①

第1表 自家用電気工作物詳報対象事故件数総括表

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

事故の種類 波及事故 事故発生箇所	死傷 (第1号)					電気火災 (第2号)			電気工作物の破損等 による物損 (第3号)			電気工作物の破損						波及(被害 なし) (第12号の 一部)	発電支障又は放電支障 (第6号又は第7号)			その他 (第13号及び第14号)			事故総件数			
	感電死傷		感電以外の死傷			有 (第12号の 一部)	無	計	有 (第12号の 一部)	無	計	主要電気工作物 (第4号及び第5号)			その他の工作物 (主要電気工作物以外の 電気工作物の破損)				有 (第12号の 一部)	無	計	有 (第12号の 一部)	無	計	有 (第12号の 一部)	無	計	
	有 (第12号の 一部)	無	有 (第12号の 一部)	無	計							有 (第12号の 一部)	無	計	有 (第12号の 一部)	無	計											有 (第12号の 一部)
発電所	水力												9	9												9	9	
	火力			2	2								67	67					8	8						77	77	
	燃料電池																											
	太陽電池		3			3		3	3				95	95							2					2	104	106
	風力													2	2		19	19	1			1				1	20	21
	計		3		2	5		3	3				190	190	1			1		2		8	8			3	210	213
蓄電所																												
変電所																				1						1	1	
送電線路	架空																											
	地中																											
	計																											
特別配電高線圧路	架空		1			1																				1	1	
	地中																											
	計		1			1																				1	1	
高圧配電線路	架空																											
	地中																											
	計																											
低圧配電線路																												
需要設備(高圧)		29			29		1	1					6	6	179					179	14					193	36	229
需要設備(低圧)		11			11		3	3	1	1																15	15	
合計		44		2	46		7	7		8	8		196	196	180				180	17		8	8			197	262	459

備考1. 詳報ごとに対象となった事故の種類(該当号)をそれぞれ計上する。
 2. 一つの詳報が複数の事故の種類(該当号)に該当する場合には、それぞれの項目に計上するが、総件数には1件として計上する。
 3. 第12号に該当する事故については、各事故の種類別の波及事故「有」に分散しているため、「第12号の一部」と表記している。

第3表 電気火災事故件数表

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 事故発生 電気工作物		設備不備		保守不備			自然災害						故意・過失			無 断 加 工	そ の 他	不 明		合 計
		製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	過 負 荷	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失			無 断 伐 木	調 査 終 了	
発電所	水 力																			
	火 力																			
	燃 料 電 池																			
	太 陽 電 池			1					1										1	
	風 力																			
	小 計			1					1										1	
蓄 電 所																				
変 電 所																				
送電線路	架 空																			
	地 中																			
	小 計																			
特配電高線圧路	架 空																			
	地 中																			
	小 計																			
高圧配電線路	架 空																			
	地 中																			
	小 計																			
低 圧 配 電 線 路																				
需 要 設 備 (高 圧)				1																1
需 要 設 備 (低 圧)					2														1	
合 計				2	2			1										2		7

備考 1. 詳細ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載する。
 2. 「事故発生電気工作物」とは電気火災の原因となった電気工作物とする。

第4表 電気工作物の破損等による物損事故件数表

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 事故発生 電気工作物		電気 工作物 の破損	電気 工作物 の欠陥	電気工作物の操作		そ の 他	不 明		合 計
				被 害者 に よ る	第 三 者 に よ る		調 査 終 了	調 査 中	
発電所	水 力								
	火 力								
	燃 料 電 池								
	太 陽 電 池	3						2	5
	風 力		2						2
	小 計	3	2					2	7
蓄 電 所									
変 電 所									
送電線路	架 空								
	地 中								
	小 計								
特配 高線 路	架 空								
	地 中								
	小 計								
高圧 配電 線路	架 空								
	地 中								
	小 計								
低 圧 配 電 線 路									
需 要 設 備 (高 圧)									
需 要 設 備 (低 圧)						1			1
合 計		3	2			1		2	8

備考1. 詳細ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載する。
 2. 「事故発生電気工作物」とは物損の原因となった電気工作物とする。

第6表(3) 火力発電所(内燃力設備)の事故被害件数表

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

被害箇所		原因		設備不備		保守不備		自然災害					故意・過失			他物接触		腐食		他事故波及		不明		合計							
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	水雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	震動		自社	他社	燃料不良	その他	調査終了	調査中	
内燃機関	機関本体	気筒																													
		ピストン																													
		ピストン及び連接棒																													
		クランク軸																													
		はずみ車																													
		軸受																													
		弁																													
		減速機及び増速機																													
	その他																														
	調速装置及び非常調速装置																														
	潤滑油装置																														
	ガス漏洩検知警報設備及び除外設備																														
その他																															
小計																															
燃料設備	油タンク及びガスタンク																														
	液化ガス用貯槽																														
	液化ガス用気化器																														
	ガス用又は液化ガス用の外径150ミリメートル以上の配管及び導管																														
	ガス漏洩検知警報設備及び除外設備																														
	その他																														
小計																															
空気だめ・空気圧縮機																															
通風設備																															
冷却水設備																															
自動制御装置																															
建物	本館																														
その他																															
合計																															

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載する。ただし、詳細に記載されているものとす。

第6表(4) 火力発電所(電気設備)の事故被害件数表 [原動力種別: 汽力]

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

被害箇所	原因	設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失				他物接触			腐食		他事故波及		不明		合計								
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	震動	自社		他社	燃料不良	その他	調査終了	調査中			
発電機	固定子	巻線			1																								2	3			
		その他																															
	回転子	巻線																												1	1		
		その他																															
		軸受		1																											1		
		励磁装置																															
	その他																																
	小計		1		1																								3	5			
変圧器	主要変圧器	巻線																															
		ブッシング																															
		冷却装置																															
		電圧調整装置																															
		所内変圧器																															
		起動用変圧器																															
		小計																															
	負荷時電圧調整器																																
	負荷時電圧位相調整器																																
	調相機																																
	電力用コンデンサー																																
	分路リアクトル及び限流リアクトル																																
	SVC(静止型無効電力調整装置)																																
	周波数変換機器																																
	整流機器																																
遮断器	遮断器	油入遮断器																															
		真空遮断器																															
		空気遮断器																															
		磁気遮断器																															
		ガス遮断器																															
		その他遮断器																															
	小計																																
	誘導電圧調整器																																
	接地装置																																
	避雷器																																
	開閉器																																
	断路器																																
	非常用予備発電装置																																
	計器用変成器																																
	計器・継電器類																																
	主要回路																																
	補助回路																																
	制御回路																																
	制御電源装置																																
	電力貯蔵装置																																
	その他																																
	合計		1		1																									3	5		

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載する。ただし、詳細に記載されているもののみとする。
 2. 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成する。

第6表(4) 火力発電所(電気設備)の事故被害件数表 [原動力種別:ガスタービン]

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所		設備不備		保守不備			自然災害					故意・過失			他物接触			腐食		他事故波及		不明		合計							
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	震動		自社	他社	燃料不良	その他	調査終了	調査中	
発電機	固定子	巻線																													
		その他																													
	回転子	巻線																													
		その他																													
	軸受																														
	励磁装置																														
その他																															
小計																															
変圧器	主要変圧器	巻線																													
		ブッシング																													
		冷却装置																													
		電圧調整装置																													
	その他																														
	所内変圧器																														
起動用変圧器																															
小計																															
負荷時電圧調整器																															
負荷時電圧位相調整器																															
調相機																															
電力用コンデンサー																															
分路リアクトル及び限流リアクトル																															
SVC(静止型無効電力調整装置)																															
周波数変換機器																															
整流機器																															
遮断器	油入遮断器																														
	真空遮断器																														
	空気遮断器																														
	磁気遮断器																														
	ガス遮断器																														
その他遮断器																															
小計																															
誘導電圧調整器																															
接地装置																															
避雷器																															
開閉器																															
断路器																															
非常用予備発電装置																															
計器用変成器																															
計器・継電器類																															
主要回路																															
補助回路																															
制御回路																															
制御電源装置																															
電力貯蔵装置																															
その他																															
合計																															

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載する。ただし、詳細に記載されているものとす。
 2. 本表は、原動力種別ごとにそれぞれ作成する。

第8表 太陽電池発電所の事故被害件数表

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

被害箇所	原因	設備不備		保守不備		自然災害					故意・過失			他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明		合計			
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	水害	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触		鳥獣接触	その他の他物接触			電気腐食	化学腐食		自社	他社	調査終了
太陽電池 (50kW以上のもの)	太陽電池モジュール	1		1			4	9	3		1		1									1			2	2	25		
	支持物	架台			1			3	8					1									1				2	16	
		基礎	1																									1	
	コネクタ、ケーブル																								2		2		
	その他																												
小計		2		2			7	17	3		1		2									2			4	4	44		
変圧器	主要変圧器	巻線											1														1		
		ブッシング																											
		冷却装置																											
		電圧調整装置																											
		その他																											
所内変圧器																						1				1			
小計												1										1				2			
負荷時電圧調整器																													
負荷時電圧位相調整器																													
調相機																													
電力用コンデンサー																													
分路リアクトル及び限流リアクトル																													
SVC（静止型無効電力調整装置）																													
周波数変換機器																													
整流機器																													
遮断器	油入遮断器																												
	真空遮断器																												
	空気遮断器																												
	磁気遮断器																												
	ガス遮断器																												
	その他遮断器																												
小計																													
誘導電圧調整装置																													
接地装置																													
避雷器																													
開閉器																													
断路器																													
非常用予備発電装置																													
計器用変成器																													
計器・継電器類																													
主要回路																													
補助回路																													
制御回路																													
制御電源装置																													
電力貯蔵装置																													
逆変換装置又はインバータ	3			4				4		1		2										1		1	8	46	72		
集電箱																													
接続箱								1																			1		
その他										1																	1		
合計		5		2	4		7	17	8		3		5									4		1	12	50	120		

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載する。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第9表 風力発電所の事故被害件数表

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

原因	被害箇所	設備不備		保守不備		自然災害						故意・過失			他物接触			腐食		地震		他事故波及		不明		合計					
		製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触	電気腐食	化学腐食	震動	自社	他社		燃料不良	その他	調査終了	調査中	
風力機関 (20kW以上のもの)	風車	ブレード					2	3					1																6		
		ハブ			1																								1	2	
		主軸																													
		軸受																													
		ナセル																													
		ヨー駆動装置	1																											1	2
		増速機																										1	1	2	
		風向風速計																													
	支持物	その他																													
		タワー																													
		基礎																													
		洋上風車下部構造																													
	調速装置 及び 非常調速装置	その他																													
		ピッチ制御装置																													
		ティップブレーキ 機械ブレーキ その他																													
その他																															
小計	1		1			2	3					1														1	3	12			
風力 電気設備	発電機	固定子(巻線)																										2	2		
		固定子(その他)																											1	1	
		回転子(巻線)				1																							1	2	
		回転子(その他)																					1							1	
		軸受																													
		励磁装置																													
		冷却装置																													
	変圧器 (風力機関用)	その他																											1	1	
		巻線																													
		ブッシング																													
		冷却装置																													
	変圧器 (系統連系用)	巻線																													
		ブッシング																													
		冷却装置																													
		電圧調整装置																													
所内変圧器																															
負荷時電圧調整器																															
負荷時電圧位相調整器																															
調相機																															
電力用コンデンサー																															
分路リアクトル及び限流リアクトル																															
SVC(静止型無効電力調整装置)																															
周波数変換機器																															
整流機器																															
遮断器	油入遮断器																														
	真空遮断器																														
	空気遮断器																														
	磁気遮断器																														
	ガス遮断器																														
その他遮断器																															
逆変換装置又はインバータ																															
誘導電圧調整器																															
接地装置																															
避雷器																															
開閉器																															
断路器																															
非常用予備発電装置																															
計器用変成器																															
計器・継電器類																															
主要回路																															
補助回路																															
制御電源装置																															
電力貯蔵装置																															
その他																															
小計					1																							5	7		
その他																															
合計		1		1	1		2	3				1															1	8	19		

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載する。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

第10表 蓄電所の事故被害件数表

令和6年度分

(自家用電気工作物を設置する者)

原因 被害箇所	設備不備		保守不備		自然災害							故意・過失		他物接触		他事故波及		不明		合計	
	製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	樹木接触	鳥獣接触	自社	他社	その他	調査終了		調査中
主要変圧器	巻線																				
	ブッシング																				
	冷却装置																				
	電圧調整装置																				
	その他																				
計																					
調相機																					
接地装置																					
避雷器																					
電力用コンデンサー																					
分路リアクトル																					
限流リアクトル																					
誘導電圧調整器																					
負荷時電圧調整器																					
負荷時電圧位相調整器																					
周波数変換機器																					
整流機器																					
逆変換装置																					
油入遮断器																					
がいし遮断器																					
空気遮断器																					
磁気遮断器																					
ガス遮断器																					
その他遮断器																					
開閉器																					
断路器																					
電力貯蔵装置																					
所内変圧器																					
起動用変圧器																					
非常用予備発電装置																					
計器用変成器																					
計器・継電器類																					
主要回路																					
補助回路																					
制御回路																					
制御電源装置																					
集電箱																					
その他																					
合計																					

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を主要、主要以外に関わらず記載する。ただし、詳細に記載されているもののみとする。

推移第1表 自家用電気工作物を設置する者の
電気事故件数の推移（設備別）

事故発生箇所		年度									
		H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
発電所	水力	18	24	19	12	12	19	7	16	6	9
	火力	48	67	72	67	83	77	94	76	69	77
	燃料電池	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	太陽電池	13	33	89	117	135	236	355	459	126	106
	風力	31	35	37	43	35	87	28	27	27	21
	計	111	159	217	239	265	419	484	578	228	213
蓄電所		-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
変電所		1	3	1	1	0	1	1	1	1	1
送電線路 及び 特別高圧 配電線路	架空	3	2	0	1	1	1	1	0	0	1
	地中	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	2	0	1	1	1	1	0	0	1
高圧 配電線路	架空	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0
	地中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0
低圧配電線路		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
需要設備		362	247	252	244	238	224	217	221	250	244
合計		478	412	471	486	504	645	703	802	479	459

（備考）

自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。なお、本統計においては自家用電気工作物と小規模事業用電気工作物を別で集計している。

推移第2表 自家用電気工作物を設置する者の
電気事故件数の推移（事故種類別）

事故の種類 他社事故波及	電気火災			感電死傷			電気工作物の破損等による死傷・物損			電気工作物の破損						他社事故波及 (被害なし)	発電支障又は放電支障			電気事業法第106条に基づくその他の事故報告			事故総件数					
	有	無	計	有	無	計	有	無	計	主要電気工作物			その他の工作物				有	有	無	計	有	無	計	有	無	計		
年度																												
H27	1	2	3	1	54	55	0	18	18	0	108	108	74	3	77	218	0	0	0	0	0	0	293	185	478			
28	0	8	8	3	53	56	0	10	10	0	150	150	154	0	154	36	0	6	6	0	1	1	185	227	412			
29	0	5	5	0	51	51	0	14	14	0	214	214	48	0	48	141	0	4	4	0	1	1	189	282	471			
30	0	7	7	0	50	50	0	32	32	0	218	218	125	0	125	57	0	6	6	0	1	1	182	304	486			
R1	0	7	7	0	44	44	0	9	9	1	259	260	161	0	161	19	0	9	9	0	2	2	181	323	504			
2	0	5	5	3	48	51	1	11	12	1	410	411	139	0	139	28	0	11	11	0	0	0	172	473	645			
3	0	4	4	0	39	39	0	7	7	0	473	473	160	0	160	19	0	15	15	0	4	4	179	524	703			
4	0	3	3	0	46	46	0	10	10	1	561	562	164	0	164	13	0	10	10	0	2	2	178	624	802			
5	0	8	8	1	37	38	0	16	16	1	211	212	185	0	185	22	0	7	7	0	2	2	209	270	479			
6	0	7	7	0	44	44	0	10	10	0	196	196	180	0	180	17	0	8	8	0	0	0	197	262	459			

(備考)

1. 自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。なお、本統計においては自家用電気工作物と小規模事業用電気工作物を別で集計している。
2. 本表は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業を営む者の電気事故件数の推移（25ページ）と対応させるため、自家用電気工作物詳報対象事故件数総括表（第1表、39ページ）における「感電以外の死傷」事故件数を「電気工作物の破損等による死傷・物損」欄に含めている。また、第1表における「波及（被害なし）」は、本表においては「他社事故波及（被害なし）」、「その他（第13号及び第14号）」は「電気事業法第106条に基づくその他の事故報告」と表記している。

推移第3表 自家用電気工作物を設置する者の発電設備別破損事故の推移
(上欄：事故件数・下欄：事故率)

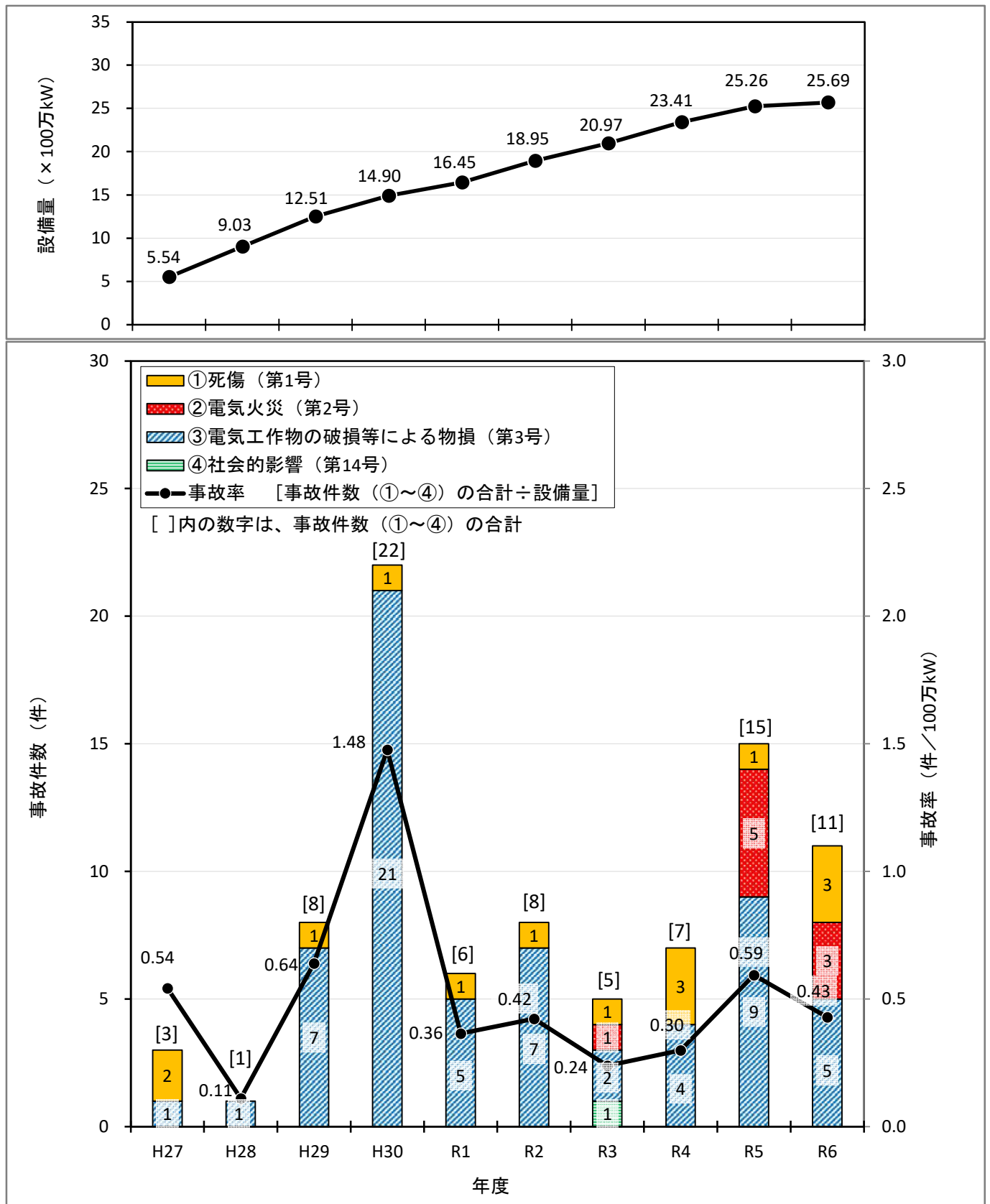
設備別	年度									
	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
水力発電所	17	23	17	10	12	17	7	15	6	9
	4.00	5.36	4.03	2.36	2.83	4.03	1.67	3.55	1.41	2.10
火力発電所	47	61	68	63	79	73	90	69	65	67
	0.93	1.18	1.26	1.14	1.39	1.24	1.53	1.12	1.09	1.12
太陽電池発電所	10	31	87	98	130	230	350	452	115	95
	1.81	3.43	6.95	6.58	7.90	12.14	16.69	19.31	4.55	3.70
風力発電所	29	34	36	42	33	85	27	24	24	20
	10.51	10.76	10.47	12.18	8.45	20.87	6.40	5.41	4.53	3.45

(備考)

1. 自家用電気工作物を設置する者は、電気事業法第38条第4項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物を設置する者をいう。なお、本統計においては自家用電気工作物と小規模事業用電気工作物を別で集計している。
2. 本表の事故件数は、電気工作物の破損に係る件数である。
3. 電力調査統計「電気事業者の発電所数、出力」及び「自家用発電所等運転半期報」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき算出した出力100万kW当たりの事故率を記載している。

第1図 太陽電池発電所における死傷、電気火災、電気工作物の破損等による物損、社会的影響事故件数の推移

(自家用電気工作物を設置する者)

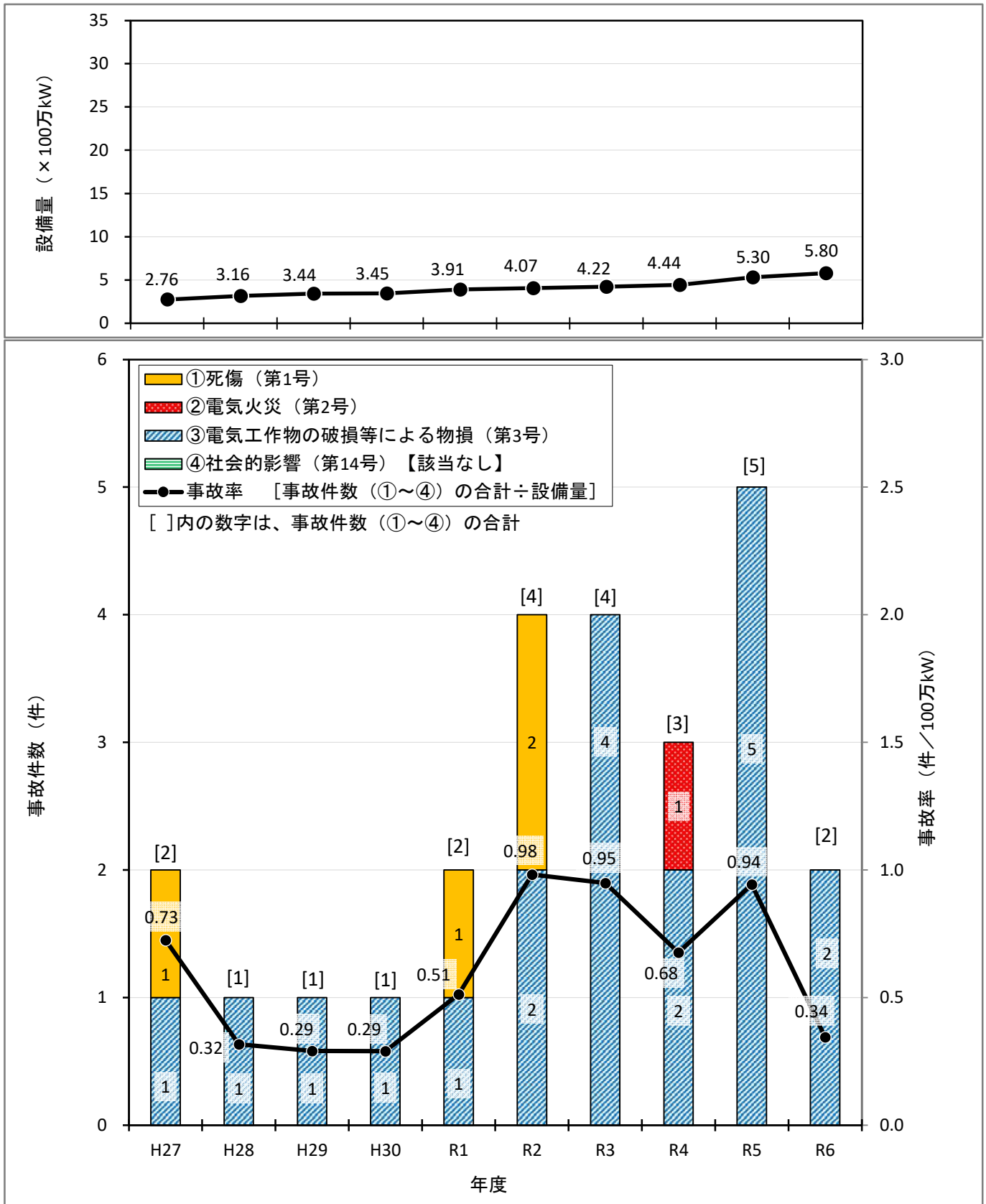


(備考)

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 令和6年度電気保安統計における設備量は、電力調査統計「電気事業者の発電所数、出力」及び「自家用発電所等運転半期報」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき集計した。なお、令和6年度電気保安統計からは事故率の計算に用いる設備量の引用元を変更しているため、令和5年度以前の電気保安統計と比較すると、設備量及び事故率に差異が生じている。
3. 平成30年度に「電気工作物の破損等による物損（第3号）」の件数が多い原因は、主に台風21号、24号の影響である。
4. 社会的影響（電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故；電気関係報告規則第3条第1項第14号）とは、著しく長期的かつ広域的な自然災害等により、広範囲の地域に著しい影響を及ぼした事故等をいう。

第2図 風力発電所における死傷、電気火災、電気工作物の破損等による物損、社会的影響事故件数の推移

(自家用電気工作物を設置する者)

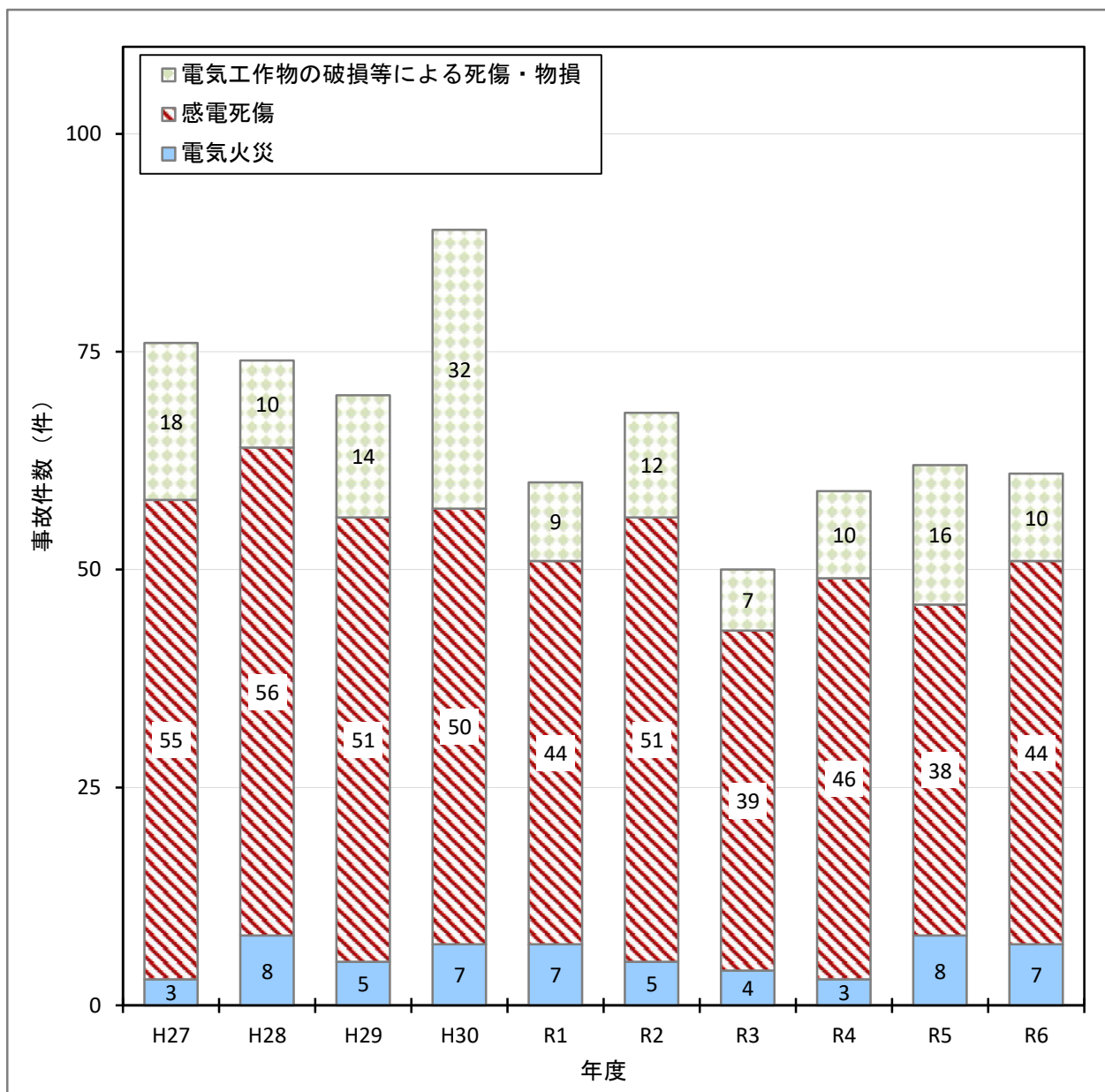


(備考)

1. 事故率は、出力100万kW当たりの事故件数である。
2. 令和6年度電気保安統計における設備量は、電力調査統計「電気事業者の発電所数、出力」及び「自家用発電所等運転半期報」（経済産業省資源エネルギー庁）に基づき集計した。なお、令和6年度電気保安統計からは事故率の計算に用いる設備量の引用元を変更しているため、令和5年度以前の電気保安統計と比較すると、設備量及び事故率に差異が生じている。
3. 社会的影響（電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故；電気関係報告規則第3条第1項第14号）とは、著しく長期的かつ広域的な自然災害等により、広範囲の地域に著しい影響を及ぼした事故等をいう。

第3図 電気火災、感電死傷、電気工作物の破損等による 死傷・物損事故件数の推移

(自家用電気工作物を設置する者)



V. 小規模事業用電気工作物を設置する者

ここでは、電気関係報告規則第3条の2(事故報告)第1項に基づき、小規模事業用電気工作物を設置する者から電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出された電気事故報告書について各種集計表としてまとめています。

なお、令和3年4月1日に施行された電気関係報告規則の改正に伴い小出力発電設備の事故報告制度が開始され、令和5年3月20日に小規模事業用電気工作物の事故報告制度に変更となりました。

1. 集計表の概要

- (1) 第1表は、太陽電池発電設備及び風力発電設備において発生した事故について、事故の種類別にまとめたものです。
- (2) 第2表(1)及び第2表(2)は、感電死傷事故、感電以外の死傷事故について、事故発生電気工作物を死傷者の属性別及び事故の原因別にまとめたものです。
- (3) 第3表及び第4表は、電気火災事故、電気工作物の破損等による物損事故について、事故発生電気工作物を事故の原因別にまとめたものです。
- (4) 第5表及び第6表は、太陽電池発電設備及び風力発電設備において発生した事故について、被害箇所を事故の原因別にまとめたものです。

2. 事故件数の概要

(1) 全体概況

小規模事業用電気工作物を設置する者における令和6年度の事故件数は25件(第1表)です。前年度の86件に比べ61件減少しました。全て太陽電池発電設備における事故であり、風力発電設備における事故件数は前年度の2件から0件となりました。

(2) 死傷事故

死傷事故件数は0件です(第1表、第2表(1)及び第2表(2))。前年度の0件に比べ変動はありません。

(3) 電気火災事故

電気火災事故件数は1件です(第1表及び第3表)。太陽電池発電設備において前年度の0件から1件増加し、風力発電設備では前年度の0件から変動はありません。

(4) 電気工作物の破損等による物損事故

電気工作物の破損等による物損事故件数は6件です(第1表及び第4表)。太陽電池発電設備では、前年度の4件に比べ2件増加し6件となりました。風力発電設備においては0件で、前年度から変動はありません。

(5) 主要電気工作物の破損事故

太陽電池発電設備における主要電気工作物の破損事故は18件(第1表)で、前年度の81件に比べ63件減少しました。被害箇所件数は26件で、そのうち「太陽電池モジュール」が14件と最も多く(第5表)、全体の5割を超えています。以下、「支持物(架台)」、「逆変換装置又はインバータ」と続きます。原因は「自然災害-風雨」が全体の5割を占めており、続いて「自然災害-氷雪」、「保守不備-保守不完全」となっています。

第1表 電気事故件数総括表

令和6年度

(小規模事業用電気工作物を設置する者)

事故の種類 事故発生箇所	死傷 (第1号)			電気火災 (第2号)	電気工作物の 破損等による物損 (第3号)	主要電気工作物の破損 (第4号)	事故総件数
	感電死傷	感電以外の死傷	計				
太陽電池発電設備				1	6	18	25
風力発電設備							
合計				1	6	18	25

- 備考1. 詳報ごとに対象となった事故の種類（該当号）をそれぞれ計上する。
 2. 一つの詳報が複数の事故の種類（該当号）に該当する場合には、それぞれの項目に計上するが、総件数には1件として計上する。

第3表 電気火災事故件数表

令和6年度

(小規模事業用電気工作物を設置する者)

原因 事故原因 電気工作物	設備不備		保守不備			自然災害						故意・過失			無 断 加 工	そ の 他	不 明		合 計
	製 作 不 完 全	施 工 不 完 全	保 守 不 完 全	自 然 劣 化	過 負 荷	風 雨	氷 雪	雷	地 震	水 害	山 崩 れ ・ 雪 崩	塩 ・ ち り ・ ガ ス	作 業 者 の 過 失	公 衆 の 故 意 ・ 過 失			無 断 伐 木	調 査 終 了	
太陽電池発電設備																		1	1
風力発電設備																			
合計																		1	1

- 備考1. 詳報ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載する。
 2. 「事故発生電気工作物」とは電気火災の原因となった電気工作物とする。

第4表 電気工作物の破損等による物損事故件数表

令和6年度

(小規模事業用電気工作物を設置する者)

原因 事故発生 電気工作物	電 気 工 作 物 の 破 損	電 気 工 作 物 の 欠 陥	電気工作物の 操作		そ の 他	不 明		合 計
			被 害 者 に よ る	第 三 者 に よ る		調 査 終 了	調 査 中	
太陽電池発電設備	5						1	6
風力発電設備								
合計	5						1	6

- 備考1. 詳報ごとに事故発生電気工作物及び事故原因を記載する。
 2. 「事故発生電気工作物」とは物損の原因となった電気工作物とする。

第5表 太陽電池発電設備の事故被害件数表

令和6年度

(小規模事業用電気工作物を設置する者)

被害箇所		原因		設備不備		保守不備			自然災害						故意・過失			他物接触			腐食		震動	他事故波及		燃料不良	その他	不明		合計		
				製作不完全	施工不完全	保守不完全	自然劣化	過負荷	風雨	氷雪	雷	地震	水害	山崩れ・雪崩	塩・ちり・ガス	作業者の過失	公衆の故意・過失	無断伐木	火災	樹木接触	鳥獣接触	その他の他物接触		電気腐食	化学腐食			自社	他社		調査終了	調査中
太陽電池 (10kW以上のもの)	太陽電池モジュール			1			9	2							1														14			
	支持物	架台			1		3	1							1														6			
		基礎							1																				1			
	小計				2		12	4			1				2														21			
変圧器	主要変圧器	巻線																														
		ブッシング																														
		冷却装置																														
		電圧調整装置																														
	その他																															
所内変圧器																																
小計																																
負荷時電圧調整器																																
負荷時電圧位相調整器																																
調相機																																
電力用コンデンサー																																
分路リアクトル及び限流リアクトル																																
周波数変換機器																																
整流機器																																
遮断器	油入遮断器																															
	真空遮断器																															
	空気遮断器																															
	磁気遮断器																															
	ガス遮断器																															
	その他遮断器																															
小計																																
逆変換装置又はインバータ				1			1		2																		1	5				
合計				3		13	4	2		1				2													1	26				

備考1. 第4号に該当する主要電気工作物の破損事故において破損した電気工作物を記載する。ただし、詳報に記載されているもののみとする。

